省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220010	新エネルギーの開発・実用化に向けた許認可権限の移譲	建築基準法第48条	各用途地域ごとに建築可能な建築物の範囲又は建築してはならない建築物の範囲が定められている。	E		道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。建築物の立地に関しては、用途地域ごとに一般的に建築可能な用途が建築基準法で定められていらが、定められた用途以外の建築物を建築する場合には特定行政庁が、当該用途地域の目的とする環境等を害するおそれがないと認めて許可することにより対応可能である。なお、用途地域における許可手続きについては特定行政庁の権限により行うものであり、国が許認可等の権限を有しているものではない。												1349	13492010	（社）関西経済連合会、（社）関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	新エネルギーの開発・実用化への広域的対応	「関西新エネルギーセンター（仮称）」がワンストップで許認可や情報提供をできるよう、電気事業法、熱供給事業法、消防法、高圧ガス保安法、建築基準法などの規制にかかる許認可権限を国から「関西州（産業再生）特区」に移譲すること。
国土交通省	1220020	公営住宅における目的外使用承認の拡大	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、このような者が入居資格を有するものであるが、補助金適正化法第２２条に基づき、国土交通大臣の承認を受ければ公営住宅の目的外使用を行うことは可能である。また、地域再生推進のためのプログラムに基づく「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」（平成１６年４月２０日通知）により、地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置として、当該公営住宅を目的外使用したときから１ヶ月以内に所要の事項を地方整備局長等に報告することにより、補助金適正化法第２２条に規定する承認があったものとして取り扱うこととしている。	D-1	-	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために供給される住宅であることに鑑み、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないこと、公営住宅の目的外使用に当たっては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であることなどの要件を満たすことが必要である。このため、目的外使用をするに当たっては応募倍率等を勘案しつつ空家を使用するとともに、原則として住宅用途に限るものとすべきところであるが、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠な施設と判断され、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ自治会などを通じて地域住民のコンセンサスが得られている場合には例外的に住宅用途以外についても目的外使用が認められる場合があると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	〇「例外的に住宅用途以外についても目的外使用が認められる場合がある」とのことを踏まえ、団地の再生・活性化を目的とした目的外使用の承認については、従来の複雑な手続きによらず、「一定の明確な条件」を示して頂いた上で、既支援措置同様に、手続きを簡素化し、新たな支援措置として盛り込んで頂きたい。	A-2	Ⅳ	既支援措置「公営住宅の目的外使用承認の柔軟化」について、その対象を住宅以外の用途について目的外使用する場合にも拡大する旨通知する。その際、住宅以外の用途について目的外使用する条件として、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であること、特に、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠な施設と判断され、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて地域住民のコンセンサスが得られていることなどを要件として認めることをあわせて通知する。						1612	16122010	兵庫県	明舞団地再生構想（既明舞団地再生計画）	公営住宅における目的外使用について、明舞団地の活性化推進に資することを前提に、住宅以外の用途に関しても既支援措置同様に承認にかかる手続き の簡素化合理化を措置する。
国土交通省	1220030	過疎地の公営住宅における目的外使用の推進	公営住宅法第４４条第３項	公営住宅法第４４条第３項の規定により、災害その他の事由によりこれを引き続き管理することが不適当である場合において国土交通大臣の承認を得たとき等の場合は公営住宅又は共同施設の用途を廃止することが出来る。また、承認にあたっては、平成８年公営住宅法改正に係る通知（平成８年８月３０日建設省住総発第１３５号）において上記用途廃止の承認基準を示しており、同基準によれば、入居希望者がなく、かつ、将来とも公営住宅として保有する必要がないとき（建設後、耐用年限の１/２を経過している住宅であること。）等に該当し、譲渡又は移転をすることが不適当である場合には、用途廃止の報告をもって承認があったものとみなして取り扱っている。	D-1	-	公営住宅法第４４条第３項の規定により、災害その他の事由によりこれを引き続き管理することが不適当である場合において国土交通大臣の承認を得たとき等の場合は公営住宅又は共同施設の用途を廃止することができるが、承認にあたっては、昨今の公営住宅の応募倍率が高いことを背景に、原則として耐用年限の１/２を経過している住宅であることとしている。そのため、設置から８年を経過したことのみをもって公営住宅の用途を廃止することはできないが、特段の理由があれば個別に大臣承認にかからしめることが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ検討し回答されたい。	特段の理由がなければ、耐用年限の１／２を経過していない公営住宅は、原則として転用は不可能とされている。本町は過疎と高齢化が進み、高齢化比率が４４％を超えている状況にあり、地域の活性化を進めるために雇用創出と若者定住を推進している。しかし若者定住のために投資してきた公営住宅は、低所得者住宅であり、町が建設を進めている町営「準施」の若者住宅と比較して使い勝手が悪いので、公営住宅の用途を廃止し、町営若者住宅として活用したいと考えている。過疎脱却を目指す町の取り組みから考えて若者定住を除く訳には行かず、若者定住の目玉が若者住宅である場合は、それを特段の理由として大臣承認にかからしめることを可能とされたい。	D-1		公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であることから「若者定住」のみを理由として用途廃止を承認することはできないが、公営住宅の本来入居者の入居が阻害されないように、例えば、入居者数や応募者数の推移等当該公営住宅の管理状況を踏まえ、引き続き公営住宅として管理する必要がないと認められる場合には、各戸単位での廃止を含め、用途廃止の承認を行うことも可能である。						1278	12782010	上勝町	過疎地の公営住宅における入居者の所得制限等緩和構想	公営住宅法では入居基準が定められており、家賃も定められていることから、都道府県並びに市町村が整備した建物であっても国営住宅と呼ばれている。この住宅は、入居基準等で入居が制限されて使い勝手が悪く、その他の町営住宅と比較しても空き家の期間が長くなることが多い。そこで、設置から８年を経過して修繕が必要となった施設は老朽住宅として公営住宅の用途を廃止しても補助金の返還を求めず、設置者の裁量で他の町営住宅と同様に入居基準を緩和して有意義に使用する。
国土交通省	1220040	公営住宅における目的外使用承認手続の簡素化、合理化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、このような者が入居資格を有するものであるが、補助金適正化法第２２条に基づき、国土交通大臣の承認を受ければ公営住宅の目的外使用を行うことは可能である。また、地域再生推進のためのプログラムに基づく「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」（平成１６年４月２０日通知）により、地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置として、当該公営住宅を目的外使用したときから１ヶ月以内に所要の事項を地方整備局長等に報告することにより、補助金適正化法第２２条に規定する承認があったものとして取り扱うこととしている。	D-1	-	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために供給される住宅であることに鑑み、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないこと、公営住宅の目的外使用に当たっては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であることなどの要件を満たすことが必要である。このため、目的外使用をするに当たっては応募倍率等を勘案しつつ空家を使用するとともに、原則として住宅用途に限るものとすべきところであるが、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠な施設と判断され、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ自治会などを通じて地域住民のコンセンサスが得られている場合には例外的に住宅用途以外についても目的外使用が認められる場合があると考えられる。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	「例外的に住宅用途以外についても目的外使用が認められる場合がある」とのことを踏まえ、団地の再生・活性化を目的とした目的外使用の承認については、従来の手続きによらず、「一定の条件」を示していただいた上で、既支援措置と同様に、手続きを簡素化し、新たな支援措置として盛り込んでいただきたい。	A-2	Ⅳ	既支援措置「公営住宅の目的外使用承認の柔軟化」について、その対象を住宅以外の用途について目的外使用する場合にも拡大する旨通知する。その際、住宅以外の用途について目的外使用する条件として、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であること、特に、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠な施設と判断され、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ、自治会などを通じて地域住民のコンセンサスが得られていることなどを要件として認めることをあわせて通知する。						5020	50200001	兵庫県		公営住宅の既存空家を活用して、コミュニティ活動拠点や生活サービス活動拠点等への利用が図るため、国において公営住宅の目的外使用承認の基準等を設け、事業主体が基準に沿った案件や対応ができるよう、承認にかかる手続きの簡素化、合理化を措置する。
国土交通省	1220050	新たな耐震工法に関する国土交通大臣の認定	建築基準法施行令第36条	技術的に検証された工法であれば、大臣認定を要さずに構造計算により建築可能。	E		建築基準法の仕様規定への適合、許容応力度計算または限界耐力計算等により安全性が確かめられた構造方法での建築は現行にて可能であり、ご提案された耐震工法は大臣認定を受けずに利用できると考えられる。従って、ご要望は事実誤認であると考えられる。	（独）防災科学技術研究所が管理運営する「実大三次元振動破壊実験施設」での共同提案により実証された耐震工法については、建築基準法第６８条の２６で認定された基準と解してよろしいか回答されたい。	〇本県では、今後、伝統構法の木造住宅に対して開発した新たな耐震工法の安全性を実証するためのモデルプロジェクトを実施することをしており、そのプロジェクトにおいて建築基準法施行令第36条第2項第3号（構造方法に関する技術的基準）による大臣認定を取得したいと考えている。 〇その認定時（性能評価時）に耐震安全性を評価する上で、構造計算に代えて同施設での実大実験結果（データ）を活用したいと考えている。 〇新たな耐震工法を普及啓発していく上で、国土交通大臣の認定が受けられればその工法の普及啓発が一層図れるものと考えている。	C	実大実験結果の内容を踏まえ、建築基準法施行令第１条の２の規定に基づく構造計算に実大実験のデータを活用したい。	現行において建築基準法施行令第３６条第２項第３号の大臣認定を受けるためには、国土交通大臣が指定した指定性能評価機関又は承認性能評価機関において、建築基準法施行令８１条の２の規定に基づく構造計算を行う必要があるため、実大実験のデータ結果をもって建築基準法第６８条の２６で認定された基準と解することはできないが、実大実験結果の内容を踏まえ、建築基準法施行令第８１条の２の規定に基づく構造計算に実大実験のデータを活用したい。	右提案主体からの意見を踏まえ検討の上回答されたい。	〇本県では、伝統工法の木造住宅に対して開発した新たな耐震工法の安全性を実証するために実施するモデルプロジェクトにおいて建築基準法施行令第３６条第２項第３号（構造方法に関する技術的基準）による大臣認定を取得したいと考えている。 〇大臣認定時に（独）防災科学技術研究所の実大実験施設を利用して行う実大実験データの活用にあたっては理解が得られたところであるが、指定性能評価機関と同等以上の実大実験施設を有することや、実大実験の実施と指定性能評価機関での当該実験データーの評価を含む構造計算の評価の２重手続きを排除する観点から、同研究所を国土交通大臣が指定する指定性能評価機関とみなすか、少なくとも、同研究所が当該指定を受ける方向で関係省庁間で検討されたい。	D-1		指定性能評価機関の指定に関しては、建築基準法第68条の26第3項及び第77条の56並びに同規定に基づく省令（建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第6条）により規定されている。ご提案されている研究所から指定性能評価機関の指定の申請があった場合には、当該規定に基づいて審査することとしたい。	1613	16132020	兵庫県	耐震住宅産業育成構想	（独）防災科学技術研究所が管理運営する「実大三次元震動破壊実験施設」での共同実験により実証された耐震工法について、建築基準法第20条（構造耐力）及び68条の26（構造方法等の認定）に基づく国土交通大臣の認定について配慮する。
国土交通省	1220060	優良賃貸住宅の整備による高齢者安心住み替え支援	特定優良賃貸住宅供給促進事業等補助要綱　第17	次の要件を満たす特定優良賃貸住宅については、都道府県知事等の承認を受けて、用途の変更を行うことができる。 ・社会・経済情勢の変化等により、空家となったもので、入居者募集のための処置を講じたものにもかかわらず、3ヶ月以上入居者がないもの ・用途変更のための廃止後、特定優良賃貸住宅として管理する予定であった期間を高齢者向け優良賃貸住宅等として管理されるものであること ・高齢者向け優良賃貸住宅の基準に適合していること	D-1	-	一定の要件を満たす場合、特定優良賃貸住宅を、高齢者向け優良賃貸住宅に用途変更できる。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	特定優良賃貸住宅の空家を高齢者向け優良賃貸住宅に活用しようとする際に、特定優良賃貸住宅が共同建てのため、共用部分等について改良を行って現行の高齢者向け優良賃貸住宅の基準に適合させ難い場合がある。このような場合に高齢者向け優良賃貸住宅として活用することは、一定戸数以上まとまって供給された優良賃貸住宅ストックを現時点の地域のニーズに即応して有効活用できることから、改良工事により同等程度の機能、性能が確保される場合には、高齢者の住み替え先として高齢者向け優良賃貸住宅に変更が行えるよう措置していただきたい。 また、特定優良賃貸住宅の空家が、高齢者向け優良賃貸住宅の基準に適合しない場合であっても、高齢者の住み替え先として弾力的に活用できるよう、別添の補足資料のとおり、国土交通大臣による目的外使用の包括承認が行えるよう措置していただきたい。	高齢者向け優良賃貸住宅の基準への適合については D-1、特定優良賃貸住宅の目的外使用については A-2	Ⅳ	高齢者向け優良賃貸住宅の基準への適合については、建築材料又は構造方法により、高齢者向け優良賃貸住宅の整備基準により難い部分のある賃貸住宅であって、この基準に該当する賃貸住宅に同等以上の性能を有すると、都道府県知事等が認めるものについては、この基準に該当するものとすることができる。 特定優良賃貸住宅の目的外使用については、地域再生計画において、特定優良賃貸住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、特定優良賃貸住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、特定優良賃貸住宅を高齢者の住み替え先として目的外使用することと定めて当該計画の認定を受けた場合には、当該特定優良賃貸住宅の目的外使用について事後報告することにより対応する。						1601	16012020	福岡県	高齢者安心住み替え支援構想	（①部分） 高齢者が安心して住み替えができる高齢者向け優良賃貸住宅の整備の促進するための支援措置 ①特定優良賃貸住宅の空き家を高齢者向け優良賃貸住宅として管理することを認める目的外使用の弾力化を行う。 ②社会福祉法人が高齢者向け優良賃貸住宅事業を実施する場合に、建設用地を基本財産のままとして実施ができるようにする。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220070	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲	都市計画法第15条 都市計画法第18条 都市計画法第19条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、一定の事項については、県又は国に協議し、その同意を得なければならない。	C		1　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 2　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	総論としての回答と併せ、提案主体からの提案理由を確認の上、提案主体の実情に応じ検討し回答されたい。	1　これまで、三大都市圏における権限移譲は始まり行われていない。また、都市計画決定に係る権限移譲措置は、本提案を含め全ての提案主体者にとって、眼前の緊急課題解決に不可避なものであり、5年、10年の単位で結論を先延ばしにする事が、地域経済の活性化や都市再生を阻害しており、「時間＝コスト」との視点から一刻の猶予も無い事をご認識いただきたい。そこで、着手した今年度中を目途とするフォローアップを、いつ（何年何月）までに、どのような手法で措置を行うかについて、明確な目標の公表をお願いしたい。 2　「現時点で検討することは適当でない」とあるが、上記のとおりスケジュールが明確で無い以上、提案書事項内容にある本市のように独立した都市計画区域を持つ場合に限り「構造改革特区」地域興生」による措置として、地域を限定し、権限移譲措置を図るべきと考えるが、その点について見解を伺いたい。 3　特区提案回答にある、都市計画決定の手続きの簡素化についての見解において、「相互間の手続」「広域的見地」から調整を図る必要があるとするならば、その要件として国土交通大臣・県知事の「同意」ではなく、「協議」で十分その目的が達せられると考えるがその点についての見解を伺いたい。	C		1　平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 2　三大都市圏では、市街地が市町村の区域を越えて連たんしているため、都市活動の実態に即して広域的な観点から都市計画を行う必要がある。したがって、中核市であっても市街地が隣接する市町村と連たんしている以上広域的な観点から都市計画を行う必要があることから、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 3　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図る必要があることから協議のみならず同意を必要としており、協議のみとすることはできない。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。） 4　なお、臨港地区の変更等の手続にかかる期間については、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行実施すること等により当該手続にかかる期間の短縮を図るよう、当局及び港湾局より、各都道府県、各地方整備局等に対し技術的助言又は連絡を行っており、貴市資料３が示すスケジュールの短縮化が十分図られるよう努めてまいりたい。（また、貴市資料３の「港湾計画の変更手続」について、港湾計画の変更内容が２０ｈａ未満の土地利用計画の変更に係るものである場合には、港湾法第３条の３第４項の「軽易な変更」に該当するので、国土交通大臣への送付だけで足りる。）	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	C	本市は「僅かの、2ｈａの用途地域変更にあたり、権限が県にあり国の協議・同意を必要とするため、実現に約４年を要した」実例があり、現在の三大都市圏における都市計画決定手続きに不合理を感じ、今回の提案を行ったものである。 ［権限移譲について］ 1　フォローアップ後の検討期間が明確ではない。権限移譲は喫緊の緊急課題解決に不可欠であり、「時間＝コスト」の観点から一刻の猶予も無い事をご認識の上、速やかに検討し平成１７年度内の法改正を目指していただきたい。 2.「三大都市圏では市街地が市町村を越えて連たんしている以上、権限移譲が困難である」との回答は、本市に隣接する横浜市（指定都市）には既に多くの都市計画決定権限が移譲されている実態と、明らかに矛盾している。この横浜市への権限移譲は「都市計画の事務執行能力によるもの」が根拠と推察され、政令指定都市と同様に十分な能力のある中核市への、同様の権限移譲は可能と考える。 ［協議・同意について］ 1　「隣接する都市と一体的に定められた地域地区や、連続する都市計画道路等を広域的見地から調整するために」国・県の関与が行われることは理解できるが、一都市完結型の都市計画や、小規模な都市計画で広域的調整を必要としないものまで「三大都市圏」を理由に、画一的に協議・同意を求めている事は不合理であり、国が地方の自主独立と分権を妨げていることに他ならない。これら、広域的調整を必要としない都市計画においては国・県の関与を縮減・廃止し、上記本市実例のような不合理を解消すべきではないか。	C	［権限委譲について］ 1　フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。 2　指定都市は、制度上、都道府県並みの事務執行能力を認められ、都道府県の権限を付与して、一定の独立性を認めているのであり、都道府県と協働して事務執行を行うことが予定されている中核市とは異なる位置付けがなされている。したがって、中核市が指定都市と同等の都市計画の事務執行能力を有しているとすることはできず、中核市を指定都市と同等に都市計画決定権限の委譲を行うことは適当でない。 ［協議・同意について］ 国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から行うものであり、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみなら、周辺の都市にも影響を及ぼす都市計画であり、広域的観点から定めるべき事項であり、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 また、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画について、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみなら、周辺の都市にも影響を及ぼす都市計画であり、広域的観点から定めるべき事項であり、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 なお、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画について、広域的な見地から調整を図ることは必要であり、特定の地域に限って、協議・同意を不要とすることは適当ではない。 なお、貴市の提案の場合、港湾法に基づく港湾計画に係る国の判断は必要なく、また、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行処理することで等によって、貴市資料３で時間を要するとされている手続期間の相当部分を短縮することが可能であり、貴市の提案とそれほど変わらない期間で臨港地区の解除手続をすることは可能と考えられる。 ［なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。］	1236	12361010	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和などに権限の移譲措置」	【提案内容】 県が有している地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定権限を中核市に移譲すること。また、この移譲に伴い、国又は県との協議・同意に関わる関与を縮減若しくは廃止すること。 【現行制度の主旨と問題】 三大都市圏等における用途地域をはじめとする地域地区や、規模の大きい道路、公園等の都市施設・市街地開発事業及び市街地開発事業予定区域の都市計画決定は、都道府県が定めるものとされており、定める際は国土交通大臣と協議・同意するシステムとなっている。 これは、三大都市圏および それに連接する区域において、産業及び人口の過度の集中を防止し秩序ある市街地形成を図るために、広域的見地から都市計画を定める制度である。 しかし、これによって広域的見地から定める必要のない都市計画にもかかわらず、すべてにおいて国・県の関与が必要とされており、当該市が自主的に都市計画の決定を行うことが認められていない。 また、権限が市町村に移譲された場合も、国・県との協議・同意要件を残しており、これでは根本的な権限移譲とは言いがたい。 このために、都市計画決定に時間を要し、市の自主性および地方分権を妨げている。 【特例措置を適用する背景】 本市は行政区域と都市計画区域が同一であり、その区域内で定める都市計画は、広域的見地を必要としない。従って権限を移譲すべきであり、国・県の関与は不要である。 「広域的見地から定める都市計画」の対象区域を三大都市圏等としているが、本市に隣接する政令指定都市（横浜市）には、既に多くの権限が移譲され独立性を有している。 本市は大都市に連担しているものの、独立した都市計画区域であるとともに、特有の地勢・地形等から、広域的見地から切り離して都市計画を定めることを認めるべきと考える。 そして、中核市には、行政判断、事務執行体制等をはじめとする行政事務や行財政能力が備わっており、権限移譲にあたっての障害はない。
国土交通省	1220070	中核市における都市計画決定権限の包括的移譲	都市計画法第15条 都市計画法第18条 都市計画法第19条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、一定の事項については、県又は国に協議し、その同意を得なければならない。	C		1　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 2　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	総論としての回答と併せ、提案主体からの提案理由を確認の上、提案主体の実情に応じ検討し回答されたい。	1　これまで、三大都市圏における権限移譲は始まり行われていない。また、都市計画決定に係る権限移譲措置は、本提案を含め全ての提案主体者にとって、眼前の緊急課題解決に不可避なものであり、5年、10年の単位で結論を先延ばしにする事が、地域経済の活性化や都市再生を阻害しており、「時間＝コスト」との視点から一刻の猶予も無い事をご認識いただきたい。そこで、着手した今年度中を目途とするフォローアップを、いつ（何年何月）までに、どのような手法で措置を行うかについて、明確な目標の公表をお願いしたい。 2　「現時点で検討することは適当でない」とあるが、上記のとおりスケジュールが明確で無い以上、提案書事項内容にある本市のように独立した都市計画区域を持つ場合に限り「構造改革特区」地域興生」による措置として、地域を限定し、権限移譲措置を図るべきと考えるが、その点について見解を伺いたい。 3　特区提案回答にある、都市計画決定の手続きの簡素化についての見解において、「相互間の手続」「広域的見地」から調整を図る必要があるとするならば、その要件として国土交通大臣・県知事の「同意」ではなく、「協議」で十分その目的が達せられると考えるがその点についての見解を伺いたい。	C		1　平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 2　三大都市圏では、市街地が市町村の区域を越えて連たんしているため、都市活動の実態に即して広域的な観点から都市計画を行う必要がある。したがって、中核市であっても市街地が隣接する市町村と連たんしている以上広域的な観点から都市計画を行う必要があることから、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 3　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図る必要があることから協議のみならず同意を必要としており、協議のみとすることはできない。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。） 4　なお、臨港地区の変更等の手続にかかる期間については、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行実施すること等により当該手続にかかる期間の短縮を図るよう、当局及び港湾局より、各都道府県、各地方整備局等に対し技術的助言又は連絡を行っており、貴市資料３が示すスケジュールの短縮化が十分図られるよう努めてまいりたい。（また、貴市資料３の「港湾計画の変更手続」について、港湾計画の変更内容が２０ｈａ未満の土地利用計画の変更に係るものである場合には、港湾法第３条の３第４項の「軽易な変更」に該当するので、国土交通大臣への送付だけで足りる。）	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	C	本市は「僅かの、2ｈａの用途地域変更にあたり、権限が県にあり国の協議・同意を必要とするため、実現に約４年を要した」実例があり、現在の三大都市圏における都市計画決定手続きに不合理を感じ、今回の提案を行ったものである。 ［権限移譲について］ 1　フォローアップ後の検討期間が明確ではない。権限移譲は喫緊の緊急課題解決に不可欠であり、「時間＝コスト」の観点から一刻の猶予も無い事をご認識の上、速やかに検討し平成１７年度内の法改正を目指していただきたい。 2.「三大都市圏では市街地が市町村を越えて連たんしている以上、権限移譲が困難である」との回答は、本市に隣接する横浜市（指定都市）には既に多くの都市計画決定権限が移譲されている実態と、明らかに矛盾している。この横浜市への権限移譲は「都市計画の事務執行能力によるもの」が根拠と推察され、政令指定都市と同様に十分な能力のある中核市への、同様の権限移譲は可能と考える。 ［協議・同意について］ 1　「隣接する都市と一体的に定められた地域地区や、連続する都市計画道路等を広域的見地から調整するために」国・県の関与が行われることは理解できるが、一都市完結型の都市計画や、小規模な都市計画で広域的調整を必要としないものまで「三大都市圏」を理由に、画一的に協議・同意を求めている事は不合理であり、国が地方の自主独立と分権を妨げていることに他ならない。これら、広域的調整を必要としない都市計画においては国・県の関与を縮減・廃止し、上記本市実例のような不合理を解消すべきではないか。	C	［権限委譲について］ 1　フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。 2　指定都市は、制度上、都道府県並みの事務執行能力を認められ、都道府県の権限を付与して、一定の独立性を認めているのであり、都道府県と協働して事務執行を行うことが予定されている中核市とは異なる位置付けがなされている。したがって、中核市が指定都市と同等の都市計画の事務執行能力を有しているとすることはできず、中核市を指定都市と同等に都市計画決定権限の委譲を行うことは適当でない。 ［協議・同意について］ 国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から行うものであり、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみなら、周辺の都市にも影響を及ぼす都市計画であり、広域的観点から定めるべき事項であり、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 また、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画について、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみなら、周辺の都市にも影響を及ぼす都市計画であり、広域的観点から定めるべき事項であり、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 なお、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画について、広域的な見地から調整を図ることは必要であり、特定の地域に限って、協議・同意を不要とすることは適当ではない。 なお、貴市の提案の場合、港湾法に基づく港湾計画に係る国の判断は必要なく、また、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行処理することで等によって、貴市資料３で時間を要するとされている手続期間の相当部分を短縮することが可能であり、貴市の提案とそれほど変わらない期間で臨港地区の解除手続をすることは可能と考えられる。 ［なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。］	1236	12362010	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和などに権限の移譲措置」	【提案内容】 県が有している地域地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域の都市計画決定権限を中核市に移譲すること。また、この移譲に伴い、国又は県との協議・同意に関わる関与を縮減若しくは廃止すること。 【現行制度の主旨と問題】 三大都市圏等における用途地域をはじめとする地域地区や、規模の大きい道路、公園等の都市施設・市街地開発事業及び市街地開発事業予定区域の都市計画決定は、都道府県が定めるものとされており、定める際は国土交通大臣と協議・同意するシステムとなっている。 これは、三大都市圏および それに連接する区域において、産業及び人口の過度の集中を防止し秩序ある市街地形成を図るために、広域的見地から都市計画を定める制度である。 しかし、これによって広域的見地から定める必要のない都市計画にもかかわらず、すべてにおいて国・県の関与が必要とされており、当該市が自主的に都市計画の決定を行うことが認められていない。 また、権限が市町村に移譲された場合も、国・県との協議・同意要件を残しており、これでは根本的な権限移譲とは言いがたい。 このために、都市計画決定に時間を要し、市の自主性および地方分権を妨げている。 【特例措置を適用する背景】 本市は行政区域と都市計画区域が同一であり、その区域内で定める都市計画は、広域的見地を必要としない。従って権限を移譲すべきであり、国・県の関与は不要である。 「広域的見地から定める都市計画」の対象区域を三大都市圏等としているが、本市に隣接する政令指定都市（横浜市）には、既に多くの権限が移譲され独立性を有している。 本市は大都市に連担しているものの、独立した都市計画区域であるとともに、特有の地勢・地形等から、広域的見地から切り離して都市計画を定めることを認めるべきと考える。 そして、中核市には、行政判断、事務執行体制等をはじめとする行政事務や行財政能力が備わっており、権限移譲にあたっての障害はない。
国土交通省	1220110	三大都市圏における用地地域の決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条 都市計画法施行令第5条	三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等及び政令指定都市の区域を含む都市計画区域については、都道府県が用途地域を定める。	C		三大都市圏の区域は、市街地が市町村の行政区域を超えて広がっている典型的な区域であり、都市計画については、このような三大都市圏の地域の実情を踏まえて、当該地域における用途地域の決定は、広域の見地から調整を図る観点から、都道府県が行うこととしている。この整理は、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえた一連の制度改正により措置されたものである。 　地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	総論としての回答と併せ、提案主体からの提案理由を確認の上、提案主体の実情に応じ検討し回答されたい。	広域の見地から三大都市圏の用途地域は都道府県が決定するという考え方は、地方分権を推進するうえで、市町村の存在を否定することになります。市街地が連続していても市町村が連携して用途地域を調整することができます。また、権限が市町村にあれば、地域の実情を踏まえ、地域の特性を生かしたより適切な用途を決定することができます。こうした観点から、提案した特区について再検討していただきたいと考えます。 　また現在、着手しているフォローアップの内容、期間を明確にし、今回の提案についての検討時期を明らかにしていただきたい。	C		広域の見地から三大都市圏の用途地域は都道府県が決定するという考え方は、地方分権を推進するうえで、市町村の存在を否定することになります。市街地が連続していても市町村が連携して用途地域を調整することができます。また、権限が市町村にあれば、地域の実情を踏まえ、地域の特性を生かしたより適切な用途を決定することができます。こうした観点から、提案した特区について再検討していただきたいと考えます。 　また現在、着手しているフォローアップの内容、期間を明確にし、今回の提案についての検討時期を明らかにしていただきたい。	C	三大都市圏では、市街地が市町村の行政区域を越えて連たんしているため、広域的な見地から調整を行う観点から、都道府県が用途地域に関する都市計画を決定することとしており、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 　なお、現行制度上、市町村は、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案となるべき事項を申し出ることができるとされており、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情を反映させていくことは可能。この点に関しては、平成１６年３月に「都市計画運用指針」を改正し、「都道府県が都市計画を決定するとき は、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村からの案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい。」という記述を追加したところである。また、平成１６年４月に都市再生特別措法の改正法が施行され、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務づけに関する規定を設けたところである。 　また、フォローアップに関しては、平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。それを踏まえ、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて逐やかに検討に着手する予定である。	その地域が単一行政区域内で完結しない地区で、提案された地区計画の内容と用途地域の内容が上位計画に適合している等連たんしている他の市町村に影響を及ぼさないものについては区域を限定した上で権限委譲できないか。 併せて、右提案主体からの意見を踏まえ検討の上回答されたい。	C	まちづくりの規約である都市計画は地方自治体の自治事務であり、都市計画そのものを市が主体的に定めることができる仕組みをつくることが必要です。三大都市圏では市街地が市町村を超えて連たんし、広域的な見地からの調整の必要性を、用途地域を都道府県が決定する理由としていますが、地方分権を推進し、真に自立した自治体をめざす市町村の連携により、国が求めている広域的な見地からの調整はできると考えます。 　また、三大都市圏に位置する市町村は、まちの成り立ちも、自然的、都市的条件もさまざまであり、地域の実情を生かした特色あるまちづくりが必要です。例えば、大規模団地建て替えのような既存大規模住宅地をリニューアルして新たな賑わいを生み出す必要がある地区、都市計画提案制度による住民提案により地区計画提案と用途地域変更提案がセットで出される地区など、その地区が単一行政区域内で完結し、広域的な都市施設を含まれない地区などもあります。また、自然環境を保全し、特色ある景観づくりを積極的に進める地区もあります。そうした個々に異なる実情を持つ市町村が、その地域の特性を生かしてまちづくりを行うためにも、用途地域の決定権限を市町村に移譲すべき考えます。再度、提案した特区についてご検討いただきたいと考えます。 　フォローアップについてですが、市町村が定める都市計画は、都道府県の定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していなければならず、都市計画区域を越えて広域的な見地から調整を行う必要がある方針は県が定めることとし、具体の都市計画の決定権限は市町村へ移譲する方向でご検討いただきたいと考えます。	C	三大都市圏では、市街地が市町村の行政区域を越えて連たんしているため、広域的な見地から調整を行う観点から、都道府県が用途地域に関する都市計画を決定することとしており、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 　なお、現行制度上、市町村は、都道府県に対し、都道府県が定める都市計画の案となるべき事項を申し出ることができるとされており、当該制度が活用されることにより、都道府県が定める都市計画に市町村の地域の実情を反映させていくことは可能。この点に関しては、平成１６年３月に「都市計画運用指針」を改正し、「都道府県が都市計画を決定するとき は、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村からの案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい。」という記述を追加したところである。また、平成１６年４月に都市再生特別措法の改正法が施行され、都市再生整備計画に定められた事業の実施に伴い決定・変更が必要となる地域地区に関する都市計画について、市町村から都道府県への当該都市計画の決定・変更の要請とその要否に関する都道府県の判断の義務づけに関する規定を設けたところである。 　また、フォローアップに関しては、平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。それを踏まえ、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて逐やかに検討に着手する予定である。	1257	12571010	千葉県我孫子市、埼玉県草加市	首都圏近郊都市まちづくり推進特区	都市計画法第15条で1の市町村の区域を越える広域の見地から決定すべきものは都道府県決定となっている。用途地域については、同法施行令第5条で首都圏の近郊整備地帯という理由だけで都道府県決定となっている。 市自らがその地域の特性を十分に反映した個性豊かなまちづくりを進めるため、用途地域の都市計画決定権限を市へ移譲する。
国土交通省	1220120	都市計画決定における国・県の同意手続の撤廃	都市計画法第15条 都市計画法第18条 都市計画法第19条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、一定の事項については、県又は国に協議し、その同意を得なければならない。	C		1　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 2　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	総論としての回答と併せ、提案主体からの提案理由を確認の上、提案主体の実情に応じ検討し回答されたい。	市街化区域及び市街化調整区域の線引きは、用途地域（すでに政令市に権限委譲済み）等の都市計画と一体となって運用すべきであり、地域の実情に明るい基礎的自治体である政令市が行うべきものと考えます。現行制度の定着状況を見極め、平成１６年５月からフォローアップに着手されたのことであり、この機会に是非ご検討いただきたいと思います。 　また、国、県の同意手続につきましては、自治事務として都市計画の決定権限が政令市にあるにもかかわらず、国等が同意しないかたちで関与し続けることは、真の地方分権につながらないものと考えます。国等が利害調整を必要とする場合には、政令市と対等の立場で行うべきであると考えます。	C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 　また、国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図る必要があることから協議のみならず同意を必要としており、協議のみとすることはできない。	フォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	C	フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1369	13692020	横浜市	都市計画決定の権限委譲及び手続の簡素化	平成１２年度の地方分権一括法の施行及び都市計画法の一部改正により、都市計画決定手続は、期間委任事務から自治事務となった。しかし、政令指定都市に決定権限のある案件についても都市計画決定に際して、国や県の同意を必要としている。 これは、法改正により認可等を同意に制度上緩和したものであるが、案件によっては同意のみにさ 2か月程の期間を要し、迅速な都市計画決定を妨げている。 そこで、この際同意手続も撤廃するよう都市計画法の改正を求める。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220130	区域区分制度の適時適切な運用	都市計画法第７条、第２１条	区域区分は、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要がある場合に都道府県が都市計画として定めるものである。また、都市計画を変更する必要が生じたときは、遅滞なく、当該都市計画を変更しなければならないとされている。	D-1		都市計画を変更する必要が生じたときは、適宜適切に変更するものとされており、都道府県が区域区分の都市計画の変更を行うことが可能である。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	下記のとおり、都市計画運用指針では、区域区分に関する考え方が示され、保留フレームの活用による市街化区域への編入が可能とされている。保留フレームには、市街化調整区域内の特定の区域を定めて保留する「特定保留フレーム」と、区域を定めることなく保留する「一般保留フレーム」があり、このうち、特定保留フレームについては、都市計画運用指針に示されているとおり、その活用が図られている状況にあるが、一般保留フレームの活用による区域区分の見直しがなされていない状況である。 したがって、都道府県の判断により、一般保留フレームの活用による市街化区域編入が可能かどうかについて、その考え方を示して頂きたい。 都市計画運用指針 Ⅳ－２－１Ｂ 区域区分（法第７条関連） １ 市街化区域（１）基本的な考え方 ②人口フレーム方式においても、市街化区域の設定または変更にあたり、全てのフレームを具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留したうえで、市街化調整区域内の特定、又はいずれかの土地の市街地の状況が整った時点で市街化区域とする方法も考えられる。（いわゆる保留フレーム） ③保留フレームの全部又は一部を具体の土地に割り付け、区域区分を変更する場合には、都市計画区域マスタープランを変更すべきでない。この場合においては、当該土地の区域に割り付けるフレームと当該フレームを割り付けた後の保留フレームを明らかにして区域区分の変更を行なうべきである。 ３ 区域区分の見直しの考え方 市街化調整区域内の、市街化区域縁辺部、鉄道駅周辺や幹線道路沿道などの土地利用の変化が著しい地区については、随時その動向を把握し、市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には農林漁業との健全な調和を図りつつ、速やかに保留フレームを活用する等の方策を用いて、市街化区域に編入することが望ましい。	D-1		区域区分に関する考え方は都市計画運用指針において示しており、その中で、保留フレームの活用について例示的に示している。 当該都市計画運用指針においては、いわゆる「特定保留フレーム」であるのか、いわゆる「一般保留フレーム」であるかに係わらず、市街化調整区域の市街化区域への編入については、「市街化調整区域内の、市街化区域縁辺部、鉄道駅周辺や幹線道路沿道などの土地利用の変化が著しい地区については、随時その動向を把握し、市街化の傾向が強まる兆しが見られた場合には農林漁業との健全な調和を図りつつ、速やかに保留フレームを活用する等の方策を用いて、市街化区域に編入することが望ましい。（都市計画運用指針 Ⅳ－２－１Ｂ３）」としている。						1401	14012010	東広島市	中心地区の個性・魅力づくりと求心力の強化	都市計画運用指針による、区域区分における保留フレームを有効に活用し、地区住民や民間の多様な開発ニーズをタイムリーに受け止め、民間活力の主導による良好な市街地形成を促進していくため、市街化区域編入を行なう。
国土交通省	1220140	国営明石海峡公園の柔軟な管理運営	①都市公園法施行令第２１条 ②民法第法令無し ③都市公園法施行令第２０条第２項、施行規則第１２条第２項	①国の設置に係る都市公園の公園日時その他都市公園の利用について必要な事項は、都市公園法施行令２１条により、国土交通大臣が定める。 ③制度に係る実項ではない。 ③国営公園の入園料は、都市公園法施行令第２０条第２項、施行規則第１２条第２項に基づいて、都市公園ごとに国土交通大臣が定めている。国営公園は、広域からの利用者を想定しており、日常的に利用されるものでないこと、公園内の良好な自然的環境の永続的な保全を図りつつ、来園者に対して一定のサービスを提供していることから、利用者にも費用を負担頂くことが合理的であるとの考えから、公営の類似施設の料金を参考に、家族での利用が可能な低廉な水準としている。	① D-1 ② E ③ C	①　－ ②　－ ③　－	①　公園の利用形態や運営コスト等を勘案し、効果的な開園時間とすべく、現在も季節により開園時間を変えている。周辺施設の利用時間を勘案し、平成１５年度ならびに平成１６年度において、早朝開園などを試行しているところ。「国営明石海峡公園・県立淡路島公園・淡路夢舞台利用促進協議会」等において、この試行結果等について検討を行い、効果的な開園時間を決定し、開園時間変更を行う。 ②　国営公園と周辺施設の境界周辺については、利用促進協議会等の方針を踏まえ、平成１６年度中に景観的に一体感を高めるよう修景施設整備を行う予定である。 ③　国営公園の園料は、都市公園法施行令第２０条第２項、施行規則第１２条第２項に基づいて、都市公園ごとに国土交通大臣が定めている。なおその料金は、広く国民の利用に供するよう、家族での利用が可能な低廉な水準としている。	③について、個々の都市公園毎に定められる利用料金は、当該都市公園の個別の事情の中で定められるものであり、他の都市公園の利用料金から独立して設定されると解して良いか。 また、右提案者の意見について見解を示されたい。	①：国の対応案で了解いたします。 ②：国の対応案で了解ですが、措置の分類が E（事実誤認）よりD－１（現行の規定により対応可能）のほうが適当と考えられます。 ③：利用料金は国営公園毎に国土交通大臣が定めているとの見解であることから、国営明石海峡公園周辺地区の活性化に向け、「国営明石海峡公園・県立淡路島公園・淡路夢舞台利用促進協議会」等を通じ、本地区の特性に応じた弾力的な料金設定も含め、引き続き、協力をお願い致します。	②：ご意見を踏まえ、D-1(現行の規定により対応可能)に変更します。		①：国の対応案で了解しました。 ②：国営明石海峡公園周辺地区の活性化に資するよう「国営明石海峡公園・県立淡路島公園・淡路夢舞台利用促進協議会」等を通じ、本地区の特性を活かした管理運営について、引き続き意見交換を行ってまいりたい。 ③　国営公園の入園料は、公園ごとに国土交通大臣が定めることとされているが、国営武蔵丘陵森林公園の開園当初の昭和49年時において、国立博物館等の国立施設については利用者から最低限の料金を取ることが通例であったことから、公営動植物園等類似の公園の利用料金を参考に、家族での利用が可能な低廉な水準の料金設定を行い、その後全国一律にこの料金を適用してきている。 また、国営明石海峡公園周辺地区の活性化に資するよう「国営明石海峡公園・県立淡路島公園・淡路夢舞台利用促進協議会」等を通じ、本地区の特色を活かした管理運営について、引き続き意見交換を行ってまいりたい。	貴省回答によれば、国営公園の入園料については全国一律の料金を適用しているとあるが、法律等に基づき各公園ごと地域実情に応じ変更できると解してよろしいか。 なお、変更の際には地域再生の観点を考慮し低廉な料金設定とすることが可能か併せて伺いたい。	①：国の対応で了解致します。 ③：国営明石海峡公園の利用料金等については、引き続き入園料の低廉な水準の維持とともに、現地の状況に配慮した柔軟な対応をお願い致します。 また、国営明石海峡公園周辺地区の活性化に向け、引き続き、ご協力をお願い致します。	①D-1 ②D-1 ③C		③国営公園の入園料は、公園ごとに国土交通大臣が定めることとされているが、現行の入園料については、家族での利用が可能な低廉な水準の料金として設定しており、各公園ごとに地域実情に応じ変更することは困難である。 国営明石海峡公園周辺地区の活性化については、「国営明石海峡公園・県立淡路島公園・淡路夢舞台利用促進協議会」等を通じて、関係機関等との連携のもと、本地区の特色を活かした管理運営を推進してまいりたい。	1600	16002010	兵庫県	国営明石海峡公園周辺地区活性化プログラム	国営明石海峡公園（淡路地区）の利用料金や管理運営の方法を、隣接する温室、ホテル等の諸施設との連携、季節等、現地の諸条件により柔軟に対応できるようにするため、次の措置を提案する。 ①開園時間、閉園時間の柔軟な設定 ②国営公園と周辺施設との境界周辺について、一体感を高める修景施設整備の実施 ③現地の状況に応じた利用料金等についての柔軟な対応 （③：現在、都市公園法上は、都市公園ごとに料金を定めることになっているが、現実的に全国一律料金で決定されているものを都市公園の個別事情に応じて設定できるようにする。）
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	貴省回答のフォローアップについては、いつまでに何を調査・検討することとしているのかご教示願いたい。			C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	フォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。					フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1032	10322010	鏡石町	雇用創出計画	現在、国土交通大臣の同意を得て知事が決定する都市計画の線引き、用途変更について、周辺（２０ｈａ未満）区域については、町決定を可能とする。
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	貴省回答のフォローアップについては、いつまでに何を調査・検討することとしているのかご教示願いたい。			C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	フォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。					フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1507	15072030	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	現在、風致地区で１０ha以上のものは、都道府県が定めることとされているが、地区の状況や特性、実態を反映した風致の保全、形成を図るため、風致地区に係る都市計画の決定・変更に係る権限を中核市に移譲してほしい。
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	貴省回答のフォローアップについては、いつまでに何を調査・検討することとしているのかご教示願いたい。			C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	フォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。					フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1507	15072040	宇都宮市	宇都宮まちづくり創生構想	現在，１０ha以上の風致地区における建築物の建築，宅地の造成，木材の伐採等については，都道府県が条例制定の権限を有しているが，中核市として，自主・自立的な許可基準をもって，地域の特殊性を活かした許可事務を行うため，風致地区・緑地保全地区における建築等の規制に係る条例の制定権については，地区の面積要件に関わらず，中核市に移譲してほしい。
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	貴省回答のフォローアップについては、いつまでに何を調査・検討することとしているのかご教示願いたい。 また、提案者の意見のように、制度全体のフォローアップとは切り離して、観覧や期間を限定した権限委譲が行えないか、具体的に検討し、回答されたい。	回答では、「現行制度の定着状況について、フォローアップ中であり、現時点で検討することは適当でない。」とのことであるが、地域再生構想を具現化するためには、都市公園の計画変更が不可欠であり、また、地域経済の活性化策の実施は喫急の課題であり、可能な限り早急な対応を行なうためにも、個人的措置ではなく、本市が提案しているとうり、５ヶ年の時限措置として、モデル的に権限委譲をお願いしたい。	C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 また、都市計画決定の効果は、時限的に区切られるものではなく、長期間にわたるものであることから、期限を区切ってモデル的に都市計画決定の権限を委譲することは適当でない。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	回答では、「都市計画決定の効果は、時限的に区切られるものではなく、長期間にわたるものであることから、期限を区切ってモデル的に都市計画決定の権限を移譲することは適当でない。」とのことであるが、既に本公園の基本部分については、工事が完成していることからも、地域再生の取り組みの一環として、権限委譲についてモデル的に試行することに関しては、都市計画全体の変更権限を与えるものでもなく、地域再生構想の推進による効果を検証するためにも、是非とも、再度のご検討をお願いしたい。	C		今回提案の対象となっている公園に限って都市計画決定権限の委譲を行う場合であっても、都市計画決定の効果は、長期間にわたるものであり、時間的に区切られるものではないという点は変わるところはないため、都市計画決定期限を区切ってモデル的に都市計画決定の権限を移譲することは適当でない。 　また、フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1166	11662030	光市	地域再生を機軸とする「都市戦略転換構想」NO1 ～都市公園「冠山総合公園」を核とする新生「光市」再生計画～	本構想の計画期間である５年間の時限措置として、都市公園「冠山総合公園」の計画変更の権限を県知事から市長に委譲することにより、都市公園という従来の概念にとらわれることなく、地域の特性や来園者のニーズに基づく、魅力ある公園の整備を可能とするとともに、地域の知恵と能力を最大限に発揮し、かつ、時代のニーズに即した迅速な整備を可能とする。 　※都市計画法第15条第1項第５号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設（県知事が定める）として政令で定めるもの（政令第5条第２項第５号：公園面積が１０ヘクタール以上のもの）の変更権限。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	提案主体の意見について回答されたい。	本区の提案した「都市再生開発特区」は、国の構造改革特別区域推進の主旨を踏まえ、現行制度内の部分的かつ一過性の規制緩和ではなく、制度そのものの基本構造を改革することにより、地域自らの創意工夫による自立ある発展と活性化を目指すものである。 したがって、各省庁それぞれからの都市計画の決定権や課税権の委譲は適切でない、あるいはできない等の対応案については提案のネライを適切に検討した結果ではないと考えている。省庁間はもとより規制緩和の枠を超えた国際的都市間競争に打ち勝つための総合的まちづくり手法とそれを支える財政の仕組みがリンクした「特区」制度の創設を強く要望するものである。	C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて議じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	C	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	税制度については、東京都と東京23区が議論すべき問題であり、かつ、都市計画の権限委譲は検証中であり、国が先行して「特区」創設の検討はできないとのご回答であるが、 東京２３区の場合、市町村目的税である都市計画税の課税権が東京都にあり、そのため、２３区の都市計画事業の財源となっている「都市計画交付金制度」があるが、平成16年度予算では、都市計画税に占める割合は約８％に過ぎない。 また、東京都と２３区の都市計画費は、過去5年間の平均で概ね８：２０の割合であり、２３区の都市計画事業に対応した額が確保されていない。また、交付金の適用事業も「限定」されたものとなっており、２３区として必要さき細かな事業が対象となっていない、等々の課題があり、これらに関しては、ご回答のとおり東京都と23区の全体的検討課題であると認識される。 一方、都心部の都市再生への取り組みは、国際的都市間競争に打ち勝ち、これからの活力ある都市の創造のために緊急かつ重要な課題であり、東京都と23区の論議を待って結論を得る権限委譲の問題とは別に「特区」として早急にご検討いただき、都市計画とそれを支える財源が一体となったまちづくりの新しい仕組みとして「都市再生開発特区」の創設を強く要望する。「単にそれぞれの権限委譲ではなく「特区」としての新しいまちづくりの仕組みを省庁の枠を超えてご検討いただきたい。」	C		都道府県が決定することとされている都市計画は、市町村の区域を超えて決定すべき広域的・根幹的な計画であるため、ご提案のように「特区」により地域を限定して権限の委譲等を行えば、都道府県全体で調整のとれた都市計画決定を行うことができないことから、「特区」により権限の委譲等を行うことは困難である。また、具体的なプロジェクトについては、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画に記載された市町村決定に係る都市計画の決定等の権限の委譲制度（法第５１条）など、都市計画の特例を用いることが可能である。 フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1527	15272020	千代田区	立体道路整備構想	目的税（都市計画税）の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	提案主体の意見について回答されたい。	本区の提案した「都市再生開発特区」は、国の構造改革特別区域推進の主旨を踏まえ、現行制度内の部分的かつ一過性の規制緩和ではなく、制度そのものの基本構造を改革することにより、地域自らの創意工夫による自立ある発展と活性化を目指すものである。 したがって、各省庁それぞれからの都市計画の決定権や課税権の委譲は適切でない、あるいはできない等の対応案については提案のネライを適切に検討した結果ではないと考えている。省庁間はもとより規制緩和の枠を超えた国際的都市間競争に打ち勝つための総合的まちづくり手法とそれを支える財政の仕組みがリンクした「特区」制度の創設を強く要望するものである。	C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて議じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	C	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	税制度については、東京都と東京23区が議論すべき問題であり、かつ、都市計画の権限委譲は検証中であり、国が先行して「特区」創設の検討はできないとのご回答であるが、 東京２３区の場合、市町村目的税である都市計画税の課税権が東京都にあり、そのため、２３区の都市計画事業の財源となっている「都市計画交付金制度」があるが、平成16年度予算では、都市計画税に占める割合は約８％に過ぎない。 また、東京都と２３区の都市計画費は、過去5年間の平均で概ね８：２０の割合であり、２３区の都市計画事業に対応した額が確保されていない。また、交付金の適用事業も「限定」されたものとなっており、２３区として必要さき細かな事業が対象となっていない、等々の課題があり、これらに関しては、ご回答のとおり東京都と23区の全体的検討課題であると認識される。 一方、都心部の都市再生への取り組みは、国際的都市間競争に打ち勝ち、これからの活力ある都市の創造のために緊急かつ重要な課題であり、東京都と23区の論議を待って結論を得る権限委譲の問題とは別に「特区」として早急にご検討いただき、都市計画とそれを支える財源が一体となったまちづくりの新しい仕組みとして「都市再生開発特区」の創設を強く要望する。「単にそれぞれの権限委譲ではなく「特区」としての新しいまちづくりの仕組みを省庁の枠を超えてご検討いただきたい。」	C		都道府県が決定することとされている都市計画は、市町村の区域を超えて決定すべき広域的・根幹的な計画であるため、ご提案のように「特区」により地域を限定して権限の委譲等を行えば、都道府県全体で調整のとれた都市計画決定を行うことができないことから、「特区」により権限の委譲等を行うことは困難である。また、具体的なプロジェクトについては、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画に記載された市町村決定に係る都市計画の決定等の権限の委譲制度（法第５１条）など、都市計画の特例を用いることが可能である。 フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1528	15282020	千代田区	都市再生開発構想	目的税（都市計画税）の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	提案主体の意見について回答されたい。	本区の提案した「都市再生開発特区」は、国の構造改革特別区域推進の主旨を踏まえ、現行制度内の部分的かつ一過性の規制緩和ではなく、制度そのものの基本構造を改革することにより、地域自らの創意工夫による自立ある発展と活性化を目指すものである。 したがって、各省庁それぞれからの都市計画の決定権や課税権の委譲は適切でない、あるいはできない等の対応案については提案のネライを適切に検討した結果ではないと考えている。省庁間はもとより規制緩和の枠を超えた国際的都市間競争に打ち勝つための総合的まちづくり手法とそれを支える財政の仕組みがリンクした「特区」制度の創設を強く要望するものである。	C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて議じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	C	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。	税制度については、東京都と東京23区が議論すべき問題であり、かつ、都市計画の権限委譲は検証中であり、国が先行して「特区」創設の検討はできないとのご回答であるが、 東京２３区の場合、市町村目的税である都市計画税の課税権が東京都にあり、そのため、２３区の都市計画事業の財源となっている「都市計画交付金制度」があるが、平成16年度予算では、都市計画税に占める割合は約８％に過ぎない。 また、東京都と２３区の都市計画費は、過去5年間の平均で概ね８：２０の割合であり、２３区の都市計画事業に対応した額が確保されていない。また、交付金の適用事業も「限定」されたものとなっており、２３区として必要さき細かな事業が対象となっていない、等々の課題があり、これらに関しては、ご回答のとおり東京都と23区の全体的検討課題であると認識される。 一方、都心部の都市再生への取り組みは、国際的都市間競争に打ち勝ち、これからの活力ある都市の創造のために緊急かつ重要な課題であり、東京都と23区の論議を待って結論を得る権限委譲の問題とは別に「特区」として早急にご検討いただき、都市計画とそれを支える財源が一体となったまちづくりの新しい仕組みとして「都市再生開発特区」の創設を強く要望する。「単にそれぞれの権限委譲ではなく「特区」としての新しいまちづくりの仕組みを省庁の枠を超えてご検討いただきたい。」	C		都道府県が決定することとされている都市計画は、市町村の区域を超えて決定すべき広域的・根幹的な計画であるため、ご提案のように「特区」により地域を限定して権限の委譲等を行えば、都道府県全体で調整のとれた都市計画決定を行うことができないことから、「特区」により権限の委譲等を行うことは困難である。また、具体的なプロジェクトについては、都市再生特別措置法に基づき、都市再生整備計画に記載された市町村決定に係る都市計画の決定等の権限の委譲制度（法第５１条）など、都市計画の特例を用いることが可能である。 フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	5067	50670002	千代田区	0	目的税（都市計画税）の課税免除の権限の基礎的自治体への委譲及び特区税の創出と一体となった都市計画決定権限の委譲
国土交通省	1220160	都市計画決定権限の市町村への移譲	都市計画法第15条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。	C		都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。	貴省回答のフォローアップについては、いつまでに何を調査・検討することとしているのかご教示願いたい。		C		平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて議じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。	フォローアップ後の検討期間及び具体的手法を明確にされたい。		C		フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1369	13692010	横浜市	都市計画決定の権限委譲及び手続の簡素化	市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、県に決定権限ある。これは、都市計画区域を指定する主体である県が、地域の実情に応じて判断することが最も適切であると考えられて来たために権限委譲が進まなかったものである。 しかし、地域性を踏まえた効率的できめ細かな線引き制度の運用を図るには、基礎的自治体である市で線引きすることがより適切である。 そこで、都市計画法上に根拠がある線引きについては、同法の改正により権限の委譲を図るべきである。 市街化区域及び市街化調整区域の線引きに関する都市計画決定については、本市の原案を県に提出する際、市の都市計画審議会に諮問しており、本市においては権限委譲に伴う事務の移管にも十分対応できる組織及び能力を有している。
国土交通省	1220170	補助事業により取得した財産の目的外使用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の場合（政令第14条）で定める場合にはこの限りではない。 １．補助金を返還した場合 ２．補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合	D-1		都市公園として引き続き供用するのであれば、用地について補助金適化法上の目的外使用には該当しない。													1429	14292030	和歌山県	大新地区中心市街地活性化構想（都市公園を中心とした緑と潤いのある癒し空間の創出）	○補助事業により取得した財産の目的外使用に対する規制の緩和
国土交通省	1220180	地方の有料道路料金に係る許可制度の見直し	道路整備特別措置法第７条の12、同法第１１条第２項及び第３項、同法施行令第２条	道路は公共事業として整備され、無料で公開されるのが原則である。有料道路制度は、道路無料公開の原則の特例として、借入金で道路の建設を行い、供用後の道路から通行料金を徴収して返済するという特別な制度である。その料金の額は、道路整備特別措置法において一定期間内の料金徴収期間で、当該道路の新設、改築、維持修繕等を賄うこと等とされている。	D-1	－	地方道路公社の管理する有料道路については、現在でも、設立団体の裁量において借入金の償還を行うことにより、早期に無料開放することや利用しやすい料金とすることが可能である。 料金の割引については、借入金の償還を前提としたうえで、地域の実情等に合わせた割引を弾力的に行えるよう割引率等について包括的に許可を行うことにより、相当程度事業者の自由な料金設定ができ、現行制度による対応が可能である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	○　現行の国の許可制度を見直して届出や協議とすることで、国の関与を少なくし、地方が、自らの判断と責任により採算の見通しや料金設定を行うことができるようにすべきと考える。	D-1	－	有料路制度は、道路無料公開の原則の例外として、利用者から料金を徴収し、その収入により当該道路の建設費の償還に充当するものであり、料金設定の適正さ、採算性等の観点から行われる許可は引き続き必要と考えている。 なお、地方道路公社の管理する有料道路については、現在でも、設立団体の裁量において借入金の償還を行う等により、早期に無料開放することや利用しやすい料金とすることが可能である。 また、料金の割引については、借入金の償還を前提としたうえで、地域の実情等に合わせた割引を弾力的に行えるよう割引率等について包括的に許可を行うことにより、相当程度事業者の自由な料金設定ができ、現行制度による対応が可能である。							1140	11402080	広島県	分権ひろしま活性化プラン	地方の有料道路料金設定について、国に対する許可制度を見直し、地方の自主的・総合的な管理において設定できるよう道路整備特別措置法を改正すること

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220190	指定区間、指定事業に関する使用・占用許認可の権限移譲	河川法第２４条（河川敷地の占用許可） 河川法第２６条（工作物の新設等の許可） 河川敷地占用許可準則第１５（事務次官通達） 工作物設置許可基準（治水課長通達） 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について（事務次官通達） 道路法第15条（都道府県道の管理） 道路法第17条（管理の特例） 道路法第32条（道路の占用の許可）	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川敷地の占用主体については河川敷地占用許可準則第６の規定により、国又は地方公共団体等の公的主体に限っているところであるが、都市及び地域の再生のために利用する施設について、当面社会実験として、試行的に民間に対しても、オープンカフェ、イベント施設等の河川敷地利用を認めているところ。 一級河川、二級河川の管理は、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行う。	道路の占用許可に関する権限については D-1、河川のオープンカフェについては D-3（河川の占用許可に関する権限移譲については C）		河川に賑わいを創出するため地域再生計画等の区域内において、イベント施設、オープンカフェ等の施設の設置の要望があった場合には、河川敷地占用許可準則第６に規定する占用主体に加え、河川管理者、地方自治体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において、適切と認められた営業活動を行う事業者等に河川敷地の利用を認め、当面社会実験を行っています。今後その実施状況を見守りつつ、同様の目的を有するその他の区域においても要望があった場合には、治水上の安全性を始めとした河川管理上の支障がなく、かつ、地域の合意形成が図られたものについては、社会実験として積極的に取り組んでいくこととしています。 しかしながら、一級河川の管理については、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行うことされていることについては理解いただきたい。 現行の道路法令上、占用許可にかかる権限についてのみ委譲を行うことは不可能であるが、道路法第17条第２項に基づき、都道府県の同意を得て、市が都道府県の管理している都道府県道の管理を占用を含めて包括的に行うことは可能である。	道路法第１７条第２項においては、政令市以外の市町村についても都道府県に対する協議・同意の下に都道府県が管理する国道・都道府県道の管理を行うことができるとされている。 同様の観点で河川についても市町村に権限委譲できないか検討されたい。	D-1（権限移譲については C）		一級河川は、国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系（一級水系）として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものです。 一級河川の管理は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間（指定区間）の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るといった国家的見地から重要であり管理を行う必要があるものとして国土交通大臣が指定したものです。その管理には高度な行財政能力や技術的蓄積が不可欠であり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えております。 なお、一級河川水門川の河川管理者である岐阜県に確認したところ、岐阜県大垣市より提案されている桟敷席については、８月２日に工作物設置の許可を行ったとのことでありました。このことから、提案のあった事業については現行制度にて対応が可能となっています。					1489	14892010	大垣市	中心市街地における水門川・清水を活かしたまちづくり構想	近年、都市の賑わい創出などのイベントによるソフト事業を通した都市再生に向けた動きが市だけでなくボランティア団体等も交えて活発に、従前の点から線に発展した形で行われるようになった。 そのため、道路は県道に、河川も県が管理する一級河川に迄及ぶため、利用に当たってはボランティア団体等は市と県に許可を求めることとなり、一貫した事業の遂行拡大が困難な状況である。 そこで、指定区間の使用及び占用に関して県管理の道路と河川の許認可の権限を市に移譲することにより、まちなかにおける道水路の利用促進と事業の自由度の拡大や一貫性が保たれ、イベント等の質の拡充が図られる。
国土交通省	1220200	タクシー運転手・利用者安全確保のための措置	道路法第２４条	道路管理者以外の者は、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。	D-1	－	歩道等の切り下げのための工事施行承認については、法令上の制約や全国一律の運用基準はなく、各道路管理者においてそれぞれ一般的な運用基準を定めつつ、歩行者の安全、沿道施設への車両の出入りの円滑等のバランスを考慮しながら、個別具体の箇所に応じて適切に対応しているところであり、地域の実情等に配慮した柔軟な対応が可能である。	工事施工承認については、「各道路管理者においてそれぞれ一般的な運用基準を定めつつ～（略）～地域の実情等に配慮した柔軟な対応が可能である」との回答であるが、提案主体が主張するような植込みの切り下げ等は全国的に問題なく承認される案件と理解して良いか。 また、提案主体が行おうとするような行為については、各道路管理者の判断において実施できる旨を明確化するための通知を発出することについて、検討されたい。		D-1	－	植え込みの切り下げ等の工事施行承認については、道路管理上の支障がなければ、一般的に承認されるものと考えられる。 なお、提案主体が行おうとする行為については、通知を発出するまでもなく、各道路管理者の判断により実施することが可能である。					1514	15142020	株式会社ふたばタクシー	利用者の立場に立ったタクシー利用活性化プロジェクト	歩道、植え込みの切り下げのための道路工事施工承認に当たっては、地域の事情、特にタクシー利用に十分配慮した運用がなされるよう、柔軟な対応を行う。
国土交通省	1220210	道路交通情報の相互利用の促進	-	-	D-1	-	都道府県公安委員会と各道路管理者は、それぞれが保有する道路交通情報を必要に応じて相互に利用しているほか、それぞれが保有する道路交通情報を財団法人日本道路交通情報センターに集約し、同センターによる道路交通情報の一体的な提供を実現させている。	また、提案主体が行おうとするような行為については、各道路管理者の判断において実施できる旨を明確化するための通知を発出することについて、検討されたい。		D-1	-	提案主体が行おうとする行為については、通知を発出するまでもなく、各道路管理者の判断により実施することが可能である。					1578	15782080	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、富士町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	道路に関する総合交通情報の相互利用を促進する。
国土交通省	1220220	地方道路公社の一般有料道路の償還期間を道路関係四公団民営化法に定められている期間に合わせて延長できる仕組みづくり	道路整備特別措置法第７条の12第４項、同法第１１条第２項及び第３項、同法施行令第２条、有料道路整備資金貸付要綱第２条第３号	道路は公共事業として整備され、無料で公開されるのが原則である。有料道路制度は、道路無料公開の原則の特例として、借入金で道路の建設を行い、供用後の通路から通行料金を徴収して返済するという特別の制度である。その料金の額は、道路整備特別措置法において一定期間内の料金徴収期間で、当該道路の新設、改築、維持修繕等を賄うこと等とされている。	D-1ただし、償還期間を平成６２年まで延ばすことについては C	－	地方道路公社の管理する有料道路については、現在でも、設立団体の裁量において借入金の償還を行うことにより、早期に無料開放することや利用しやすい料金とすることが可能である。 なお、地方道路公社が管理する有料道路の料金については、路線ごとに４０年以内に償還することが原則である。道路関係四公団民営化法において、日本道路公団のネットワーク型の一般有料道路の料金徴収期間を高速自動車国道と合わせることとしたのは、これらの道路が一体としてネットワークを形成し、かつ、事業主体が同一であることを勘案した措置であり、これをもって、地方道路公社が事業主体となる有料道路の料金徴収期間を道路関係四公団の民営化後４５年間とすることは適当でない。	道路関係四公団民営化法において、日本道路公団のネットワーク型の一般有料道路の料金徴収期間を高速自動車国道と合わせて民営化後４５年間（平成６２年）とされたのは、①これらの道路が一体としてネットワークを形成していること、②事業主体が同一であること、を勘案されたとのことである。 しかし、播但連絡道路は地方道路公社の一般有料道路であるが、山陽自動車道、中国自動車道とネットワークしていることから、民営化後４５年（平成６２年）まで、料金を徴収することは利用者の理解を得られると考える。 これが実現すれば、相当の料金引き下げが可能となり、但馬地域をはじめ沿線市町の活性化につながるものと期待していることから、地域再生による支援をお願いしたい。	右の提案主体の意見について回答されたい。	D-1ただし、償還期間を平成６２年まで延ばすことについては C	－	地方道路公社が管理する有料道路の料金については、路線ごとに４０年以内に償還することが原則である。道路関係四公団民営化法において、日本道路公団のネットワーク型の一般有料道路の料金徴収期間を高速自動車国道と合わせることとしたのは、これらの道路が一体としてネットワークを形成し、かつ、事業主体が同一であることを勘案した措置であり、これをもって、地方道路公社が事業主体となる有料道路の料金徴収期間を道路関係四公団の民営化後４５年間とすることは適当でない。 ただし、経済事情の変動等により料金の額の算定の基礎となった事項に著しい変動を生じた場合には、事業者は料金の額の変更や料金徴収期間の変更等の措置を講じなければならないとされており（道路整備特別措置法施行令第５条第１項）、このような一定の要件を満たす場合には、現行の料金徴収期間の更なる延長を行うことも可能な場合が考えられる。	右提案主体からの意見が貴省回答にある「料金の額の算定の基礎となった事項に著しい変動を生じた場合」に該当し提案が実現可能か御教示願いたい。	再回答では「経済事情の変動等により料金の額の算定の基礎となった事項に著しい変動が生じた場合には、事業者は料金の額の変更や料金徴収期間の変更等の措置を講じなければならないとされており（道路整備特別措置法施行令第５条第１項）、このような一定の要件を満たす場合には、現行の料金徴収期間の更なる延長を行うことも可能な場合が考えられる。」とされた。 播但連絡道路については、現行許可の前提条件について、以下の著しい変動が生じている。 ①現在の保護計画の表になっている需要予測において、平成１８年に開通する北近畿豊岡自動車道（舞鶴若狭自動車道春日IC～和田山JCT）を有料道路と設定していたが、先日、無料化されると方針が示された。 ②道路関係四公団民営化の基本的枠組みにおいて、播但連絡道路とネットワークする山陽道等高速自動車国道の料金は民営化までの１割引き下げに加え、「別納割引」の廃止を踏まえ、更に各種割引を行うこととされ、播但道との料金水準の格差が生じることになる。 ③これらの動きを受けて、利用者や県会議員、地元選出国会議員からは、最近、利用促進や観光客の増加など地域の活性化を図るために、現行の利用料金を半額程度に引き下げるべきとの強い要望が出ている。 これらのことから、「現行の料金徴収期間の更なる延長を行うことも可能な場合が考えられる」については、有料道路整備資金貸付要綱第２条に償還年数が４０年以内と定められており、一定の要件を満たす場合には、料金徴収期間について４０年を超えて延長できるよう、通達改訂等の検討をお願いしたい。	D-1ただし、償還期間を平成６２年まで延ばすことについては		現在、地方道路公社の有料道路については国が無利子貸付を行っているが、貸付金の確実な償還等の観点から、料金徴収期間を４０年以内とすることを貸付の条件としている。 したがって、料金徴収期間を延長する場合には、貸付の条件を満たさなくなるため国の無利子貸付金の繰上償還の要否等の検討が必要となる。 なお、「料金の額の算定の基礎となった事項に著しい変動を生じた場合」として示された①ないし③については、道路整備特別措置法施行令第５条第１項の要件に該当しないものと考える。	1623	16232010	兵庫県	ハイウェイ活用による地域活性化構想	○播但連絡道路は償還期間が３５年（平成３９年まで）となっており、１次提案に対する国土交通省からの回答の償還期間を４０年とする５年間の延長では十分な料金引き下げができず、地域再生は困難である。 ○現在の道路整備特別措置法第８条の３第１項の規定に基づく、有料道路整備資金貸付要綱第２条に定められている償還年数（４０年以内）について、高速自動車国道とネットワークし、地域再生に資するものについては特例措置を設け、管理費や金利負担の増大等も勘案したうえで、道路関係四公団民営化法で定められている民営化後45年（平成62年）まで償還期間を延長できる。 ○なお、播但連絡道路は山陽自動車道、中国自動車道とﾈｯﾄﾜｰｸしていることから、民営化法で定められている民営化後45年（平成62年）まで料金を徴収することついて、利用者の理解を得られると考える。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220230	国土交通省による用地買取後の継続使用	東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）の沿線７区市において永年の都市計画制限により生活設計に支障を きたしている地権者の方からの買取請求に対応するため、これらの方々への救済措置として用地の先行買収を実施するものである。 本制度は、国と民間からの貸付による道路開発資金制度を活用し実施するもので、昨年度より三鷹市、調布市において本貸付制度を活用した用地の取得が行われ、貸付が行われたところである。	E	－	個別事業の要望については、今般の提案募集の対象外であると考える。 なお、東京外かく環状道路のうちご要望の箇所については、現在PI方式により意見を幅広く伺っているところであり、具体的な道路構造は未定であるので、大深度地下利用方式を前提としたご要望にはコメントはしかねる。	右の提案主体の意見について回答されたい。	私どもが今回応募したのは「貴重な公有地を最大限有効活用するために、市の自由裁量の拡大等を通じて市が長期利用計画を立てやすくするための措置を講じていただくこと」、具体的には「国土交通省による用地買取後の継続使用」をご提案したもので、単なる「個別事業の要望」ではありません。 先般、NPO法人SGTスポーツ協会が調布市入間町の公用地（外環道予定地）を空き地のまま長期間放置することなく有効活用をはかる事業計画案としてスポーツ公園整備を市にご提案しました。この広大な、きわめて貴重な都市部の公有地を暫定的にも積極的に活用すれば、地域再生や環境保全に大きく貢献すると考えたからです。このたび私どもがこの事業計画を市に提案、ご相談して判明したのは、当該地を通ると計画されている外環道が大深度地下利用方式に決定した場合、国は速やかに同地を貸い戻すこととなるので、その後の用途については市が判断する立場になっていることでした。しかし、現時点で国土交通省にご相談に行っても、「大深度」はまだ決まっていないのに相談には応じられないと言われるのが必定で、それゆえ今回の提案募集に応募し、「地域の自由裁量の拡大」により、最も有効な利用方法を市が長期的視野に立って立案できるよう、国と市が相乗効果を発揮してご検討願いたいと熱望している次第です。外環道が「大深度」と決定されるまでの表地の利用は暫定使用に限られることは充分承知していますが、もし「大深度」となった場合、決定後ただちに長期使用施設に切り替えられるべく計画しておくことが、貴重な土地を空き地として放置することなく最大限有効利用する道だと考えます。また、そうすることは地域の活性化につながり、今回の提案募集の対象のひとつである「地域再生」の趣旨に合致するものと考えます。ひきつづき私どもの提案をご検討くださるようお願いいたします。	E	－	現在、外環は計画の構想段階から幅広く意見を聞き、計画づくりに反映するPI（パブリック・インボルブメント）方式にて検討を行っているところ。外環地上部の整備のあり方についても、地元の様々な意向を十分踏まえながら、その整備を支援していくこととしている。従って、現時点では地上部の使い方についてご国としてコメントすることは出来ない。					1511	15112010	NPO法人SGTｽﾎﾟｰﾂ協会	市民スポーツ公園整備による地域再生プロジェクト	東京都調布市入間町の緑豊かな野川沿いに東京外郭環状道路都市計画用地として市が国に代わり生活再建救済制度を適用して取得した約１２，０００㎡の土地に総合型地域スポーツ公園の機能を備えた市民スポーツ公園を民間資金で整備し、地域住民の健康増進、地域コミュニティーの形成による地域再生を図る提案を調布市に実施している。（様式1、10項および添付資料参照） しかしこの提案を実現するにはつぎの二つの大きなネックがある。 １．道路の練馬世田谷間が当初計画どおり高架式となるのか大深度地下利用方式となるのかが最終決定されていないこと ２．上記用地は生活再建制度を適用して取得されたもので、何年かの後国土交通省が買い戻し国有地となる予定であるため、地域住民にとってきわめて貴重なこの公用地の有効利用の計画を調布市単独では立てることが困難なこと 高架式の場合、同地の利用は道路工事開始時点までの暫定利用に限られるが、最近ともに可能性が高くなっている大深度方式の場合、ある程度長期的な表地の利用を考えるのが効率的である。しかし将来の国有地化を考えると、関係省庁の積極的関与がないかぎり、市単独では計画・判断が困難である。 現状のままでは当NPOの上記地域再生案としてのスポーツ公園整備提案も市としては判断できる環境になく、地域住民にとって有用でかけがえのない当該地が長期間にわたり空き地のまま放置され、治安・防犯上の問題のほか、その間の管理、清掃・草刈り等の作業に貴重な税金が費やされる問題が存在する。 以上に鑑み、「国土交通省・財務省などが組織の壁を越えて調布市をバックアップし、特に大深度方式を見越した当該地の有効な活用方法としてのスポーツ公園構想の採用および国有地化後の継続使用の認可」を提案する次第である。
国土交通省	1220240	環境行政権限の移譲	水源地域対策特別措置法	水源地域対策特別措置法は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止等を図るため、指定ダムの指定、水源地域の指定及び水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることとしている。 なお、本法はダム等施設の建設促進を図るための支援法としての性格を有しており、規制措置は一切規定していない。	E		道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。 水源地域対策特別措置法は、「（目的）第１条　ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、（中略）関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。」ものであり、農林水産業の振興・国際競争力強化や農林水産業と密接に関連する環境行政の推進を図るものではない。 なお、本法はダム等施設の建設促進を図るための支援法としての性格を有しており、規制措置は一切規定していない。											1348	13482010	(社)関西経済連合会,(社)関西経営者協会,大阪商工会議所,京都商工会議所,神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	○水質保全、土壌汚染防止、森林保護など農林水産業と密接に関連する環境行政の権限を国から「関西州（産業再生）特区」の組織に移譲すること。
国土交通省	1220250	一級河川管理権限等の移譲	河川法第9条第1項、第2項、第5項 海岸法第5条、第37条の3 水資源開発促進法第3条、第4条 下水道法第3条、第25条2、第26条	・一級河川の管理は、国土交通大臣が行う。 ・国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。 ・地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川の うち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県 知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。 ・海岸保全区域、一般公共海岸区域については、海岸管理者（都道府県知事、市町村長等）が管理を行うとされている。 ・国土交通大臣は、第一条に規定する地域について広域的な海水対策を緊急に実施する必要がある と認めるときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣 その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、当該地域に対する海水の保給を確保するため水資源の総合的な開発 及び利用の合理化を促進する必要がある河川の水系を水資源開発水系として指定する。 ・国土交通大臣は、水資源開発水系の指定をしたときは、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、関係都道府県知事 及び国土審議会の意見を聴いて、当該水資源開発水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の基本となるべき水資源開発基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。 ・公共下水道は各市町村（流域下水道は各都道府県、都市下水道は各市町村）が下水道管理者として管理している。	C（下水道については D-1）		道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。 生命・財産の保護は防衛等と同様に国の基本的責務であるとともに、大規模災害等はわが国全体の社会・経済に大きな影響を及ぼすことから、国土保全及び国民経済上特に重要な河川は一級河川として国が管理しているものであり、ある程度の広域性を確保した関西州で対応することは不適ではあります。また、河川の治水・利水・環境は密接不可分であるとともに、水資源開発については、水資源の利用者が、その利用者間で、公正な水資源の調整を円滑に行うことは当事者であるが故に困難であると考えられるため、提案への対応は馴染まないと考えます。 なお、下水道については、地方自治法上の広域連合制度に基づき、関西全体を対象とする広域連合を設置すれば、下水道事業の一体的総合的管理について、現状でも可能であります（下水道の管理権限は現在でも市町村、都道府県が有しており、国から移譲すべき権限はない）。また、海岸法は国土の保全を目的として制定された法律であり、水資源の保全は目的としていない。海岸の管理については、海岸管理者（都道府県知事又は市町村長等）が実施しているところであります。											1350	13502010	(社)関西経済連合会,(社)関西経営者協会,大阪商工会議所,京都商工会議所,神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	○関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限はじめ所要の権限を国から「関西州（産業再生）特区」に移譲すること。
国土交通省	1220260	河川法第32条の改正	河川法第３２条	都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について河川法第２３条から第２５条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石の採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収することができ、流水占用料等は都道府県の収入となっている。	C		一級河川、二級河川の管理については、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事等が行うこととされています。河川法第３２条は河川管理者間の収入の帰属を規定しているものであり、現在の国・地方を通じた厳しい財政状況下において流水占用料等は都道府県の財政収入上一定の地位を占めていることからご理解いただきたい。	右の提案主体の意見について回答されたい。	太田市の提案は、河川占用料の支払いが河川敷地の有効利用の妨げとなっているので、河川区域の土地占用料のみの収入を、都道府県から市町村への委譲を求めたものである。 地域再生推進のためのプログラム概要の中で、地域主導による資源の有効活用、地域主導による公物管理の実現を目指している。 また、建設事務次官通達（平成11年8月5日建設省河政発第67号）「河川敷地の占用許可について」の2河川敷地占用許可準則の改正の視点において、河川敷地の利用は地元市町村の主体性が尊重されるよう、参画できる範囲の拡大措置を講ずることとされたとなっている。 財政状況は国、県だけが厳しいのでなく、市町村も同様に厳しい状況であり、河川敷地の有効利用を図るには、規制の緩和と管理費用の軽減が必要である。 同じ淀良瀬川の河川敷地を利用しながら、栃木県足利市が設置しているゴルフ場の河川占用料は無料で、群馬県太田市が設置しているゴルフ場は河川占用料を納めている。栃木県と群馬県の違いがあるとはいえ、同じ河川であり、太田市のすぐ下流が足利市である。 しかも、流水占用料等徴収条例は、群馬県と栃木県は内容は同じであるが、対応が違っている。 そこで、河川法第32条を一部改正して、指定河川の指定区間について、河川法第24条の土地占用料について、占用料の徴収権者を都道府県から、市町村に権限委譲を求めるものです。 このことにより、河川敷地利用の財政的支援と管理経費の節減を図り、市町村の主体的な計画に基づく河川敷地の有効利用を目指したものであるので、再度検討を求めます。	C		河川法第32条は河川管理者間の収入の帰属を規定しているものであり、都道府県知事が流水占用料等を徴収することができる旨を定めています。流水占用料等を徴収するかどうかの判断は都道府県知事の裁量に委ねられているところです。なお、一級河川、二級河川の管理については、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事等が行うこととしているところです。					1018	10182010	太田市	河川法第32条の一部改正による市町村主導の河川敷地利用構想	河川法第32条のうち、都道府県知事を市町村長に、都道府県を市町村に変更し、流水占用料等を当該市町村の収入とする。
国土交通省	1220270	地域再生計画認定による河川占用許可手続及び占用料の免除	河川法第２３条、第３２条 河川法施行規則第11条第2項第1号ハ 河川法施行規則第40条第4項	河川の流水を占用しようとする者は、必要な図書を添付した申請書を提出の上、河川管理者の許可を受けなければならないが、添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、添付図書の一部を省略することができる。 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条の許可を受けた者から、流水占用料を徴収することができる。	D-1（許可の省略については C）、流水占用料の徴収は E		農業用水路における小水力発電については、農業用水の取水量の範囲内であることが判断できれば、簡素な手続による迅速な処理により実現が可能です。 農業用水の許可を与えた際に審査した事項である「河川の流況と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算」（河川法施行規則第11条第2項第1号ハ）については、既に審査済の事項として、同法施行規則第40条第4項の規定に基づき図書の添付は省略が可能であり、簡素化が図られています。 この旨平成16年3月31日に「河川流水の占用許可に関する事例集」として国土交通省のホームページにおいて公表されていますので参考にしてください。 なお、農業用水を利用して発電という新たな目的による取水を行おうとする場合には、発電計画が農業用水としての取水量の範囲内で実現可能なものであるか等の事業計画の妥当性を審査する必要があり、許可は必要です。 また、流水占用料は都道府県知事が判断し徴収するものとなっています。	右提案主体の意見について検討し、回答されたい。	・支援措置番号13004について、「需用が著しく減少している」補助対象施設に限定せず、ある程度利用がある施設にも、目的外使用を認め、かつ各省庁の承認があったもの取り扱っていただくことにより、今回提案した農業用水路等は地域資源としての役割を増し、地域活力の再生につながるものと考えます。 ・農業用水路を活用した小水力発電は、適正化法以外の規制も多々あり、また、対応策でのコメントどおり現行での手続きは可能であることは承知しているところですが、小水力発電に取り組もうとしている土地改良区等にとって、適正化法の承認手続き（発電スタイルによっては適正化法手続きが必要ないケースもあるが）が負担であることは間違いない事実です。今後、小水力発電を推進するには、地域再生計画における適正化法の特例により支援が講じられることが一つの起爆剤となることは間違いなく、是非ご再考いただきたい。	-	-	本件は、国土交通省の所管ではないため、農林水産省の回答をご覧下さい。					1107	11072010	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進（農業用水による小水力発電を活用した農村活性化地域再生計画）	補助金等に係る予算の執行の適用化に関する法律第２２条の目的外使用（便途）の制限を地域再生に貢献すると判断される農業用水路の発電利用に限り適用を除外し、補助金返還を求めない。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220280	観光レクリエーションに関する河川占用許可権限及び道反者への取り締まり権限の市町村への委譲	河川法第24条（河川敷地の占用許可） 河川法第26条（工作物の新設等の許可）	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 一級河川、二級河川の管理は、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行う。	D-1（権限移譲については）		まちづくりの主体である市町村が、河川の維持等を行うことが出来る制度（河川法第１６条の３）を利用して、河川管理に積極的に参画することが出来ます。 なお、一級河川、二級河川の管理については、広域的視点から水系一貫管理を行う必要があるとともに、高度な行財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行うこととされていることについては理解ください。	河川法第16条の3により市町村が河川管理に積極的に参画することができるとのご回答であるが、提案主体は占用許可を逸脱した営業行為や無許可のボート係留を自ら取り締まりたいと提案しており、このような取締りについても法16条の3により可能となるのか明確にされたい。 また、河口湖のように河川敷地であっても一定の範囲でまとまりがあり、継続的・反復的にレクリエーション施設としての利用があるなど特殊な環境にある場合には、範囲と権限を限定して権限移譲を行うことは水系の一貫管理に影響を及ぼさないのではないか。不法行為の取締りと河川敷地の有効活用を通じた観光振興を行おうとする提案者の趣旨にかんがみ、区域や権能を限定した権限移譲が実施できないか再度検討し回答されたい。 なお、全く権限移譲ができないと回答する場合、その合理的な理由を明確かつ具体的に提示されたい。	D-1（権限移譲については）		一級河川は、国土保全上又は国民経済上、特に重要な水系（一級水系）として国において管理する必要があるものに係る河川について国土交通大臣が指定したものです。 一級河川の管理は、原則として水系一貫の考えに基づき国土交通大臣が行うこととされていますが、国土交通大臣が指定した区間（指定区間）の管理の一部については、法定受託事務として都道府県知事が行っています。一級河川は災害から国民の生命と財産を守るといった国家的見地から重要であり管理を行う必要があるものとして国土交通大臣が指定したものです。その管理には高度な行財政能力や技術的蓄積が不可欠であり、政令市以外の市町村が管理を行うことは適当ではないと考えております。<br　また、一級河川河口湖の河川管理者である山梨県に確認したところ、山梨県において、河口湖町長等がメンバーとなっている「河口湖環境整備計画策定委員会」を設置し、河口湖の湖岸の整備及び湖面利用について、自然環境に配慮しながら河口湖及びその周辺がめざすべき将来像を広く議論し、今後の河口湖の環境整備の基本方針及び基本計画を策定する予定となっているとのことでありました。このようなことから、その推移を見守りたいと考えております。 なお、この事案については、委員会等の場を利用し、河口湖町と山梨県との役割（例えばパトロール業務の受委託）について十分な話し合いを持つ必要があると考えております。	提案主体が実施しようとしている一部については、河口湖が包括占用を受けることで可能ではないか、再度検討し回答されたい。		D-1（権限移譲については）		包括占用の特例については、市町村が河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用許可後に当該市町村が決定できる占用の許可制度であり、包括占用の許可を受けた市町村は、準則に規定する者（公的主体）に、包括占用区域の全部又は一部を準則に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができることとなっています。 ただし、船舶係留施設の占用につきましては、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者も占用主体として準則上占用主体となり得ますので、包括占用の特例を活用することは可能です。	1135	11352010	富士河口湖町	河口湖・西湖適正利用推進構想	民間事業者によるボート係留、キャンプ場営業などの観光レクリエーションに関する河川占用の許可権限、並びに違反者への取り締まり権限を市町村に委譲し、許可内容の遵守体制を強化することにより、河川を活用した市町村の戦略的な観光レクリエーション振興を可能とする。
国土交通省	1220290	河川区域内の土地における、土地の掘削等の許可に係る権限移譲	河川法第２４条（河川敷地の占用許可） 河川法第２７条（土地の掘削等の許可） 河川敷地占用許可準則（事務次官通達）	河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において、掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為、又は竹木の植栽若しくは伐採をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 一級河川、二級河川の管理は、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行う。	D-1（権限移譲については）		治水上、環境の保全上等の河川管理上の支障が生じるおそれの少ない河川敷地について、占用許可後に一定の工作物の設置及び植栽を、占用許可申請した範囲・数内で市町村が自由に決定出来る包括占用の特例が河川敷地占用許可準則にあります。この特例は、地域の特性を踏まえつつ、市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断出来るものとなっています。 なお、一級河川の管理については、広域的視点から水系一貫管理を行なう必要があるとともに、高度な行財政能力が必要であることから、河川の特性に応じて、国又は都道府県知事（政令指定市の長）が行なうこととされていることについてはご理解ください。	右の提案主体の意見について回答されたい。	占用許可後に一定の工作物の設置及び植栽を、占用許可申請した範囲・数内で市町村が自由に決定できる包括占用の特例が河川敷地占用許可準則にあります。この特例は、地域の特性を踏まえつつ、市町村が地先の河川敷地の利用について主体的に判断出来るものとなっていますが、事業を展開する上で議会の議決を経た基本構想を定め、これに即して行なうこととされていますが、基本的な方針が定められていない場合においても地域の特性を活かし、市民の自主性による事業展開が不可欠であり、市民ニーズに的確に答えるサービスの提供が望まれることから、市における『まつざハートプラン（厚木市基本構想（後期実施計画等に沿った事業計画であれば事業展開が図れるものとされたい。	D-1（権限移譲については）		河川敷地占用許可準則第17の規定は、市町村の包括占用による河川敷地の利用方法が、議会等の関与により地域の合意形成が図られ公認された計画的なものとなっていることを担保する趣旨で規定したものです。 厚木市基本構想が地方自治法第２条第４項に基づき議会の議決を得て定められたものであり、かつ、之指摘の「後期実施計画」が同構想に沿ったものであるとすれば、同計画に位置づけられた事業は、上記許可準則第17の趣旨にかなうと思われますが、具体的には河川管理者である県と ご相談ください。	右提案主体からの意見を踏まえ検討の上回答されたい。	権限移譲が（C）となっているが、河川包括占用及び社会実験計画によってほどの範囲まで市町村が河川占用に関し主体的な判断が可能なのか伺いたい。	D-1（権限移譲については）		包括占用の特例については、市町村が河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）に規定する占用施設に該当する施設を設置する場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用許可後に当該市町村が決定できる占用の許可制度であり、包括占用の許可を受けた市町村は、準則第六に規定する者（地方公共団体などの公的主体等）に、包括占用区域の全部又は一部を準則七に規定する占用施設に該当する施設（公園、広場等）の設置を目的として使用させることができることとなっています。 また、社会実験については占用主体は公的主体となりますが、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会の選定した民間団体を当該施設の使用者とすることは可能です。 なお、包括占用区域内において占用施設の設置等に係る河川法第26条、27条の許可申請において、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の植栽については、その設置の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りることとなっており、その配置については包括占用を受けた市町村の裁量になっています。	1384	13841010	神奈川県厚木市	河川敷を利用した「四季の花のまち」推進事業	事業区域内において、四季の花を植生する場合などにおいて、河川区域内の土地の掘削等の許可は、神奈川県から事業計画者に届出制の採用などについて権限移譲されたい。
国土交通省	1220300	河川法特例の判断基準の作成と堤防補強技術の研究開発	・「河川法」第２７条第１項、第２４条 ・「河川区域内における樹木の伐採、植栽基準について」（平成１０年６月１９日 建設省河川局治水課長通知）	「河川区域内における樹木の伐採、植栽基準について」（平成１０年６月１９日建設省河川局治水課長通知）において、「その目的により数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない場合」に限り、本基準によらず植樹を認める特例が規定されています。	C（堤防補強技術の研究開発を行う技術検討会の設置および検討の支援については D-1）		個別具体箇所の植樹については、河川区域内における樹木の伐採、植樹基準の一般的基準を定めた「河川区域内における樹木の伐採、植栽基準について」（以下「本基準」という。）により各河川管理者がその可否を判断することとなりますが、堤防本体への高木の植樹については、樹木の主根が堤防本体（計画堤防内）へ侵入すると堤防本体の安定性を損なうおそれがあることから、認めていないところです。 ただし、本基準第１５に記述して、治水上支障がなければ本基準によらず植樹を認める特例規定が定められています。よって、本要望区間の河川管理者である福井県が河川の状況に応じた堤防補強技術の研究開発を行う技術検討会を設置し、数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない堤防本体への高木の植樹を認める判断基準を作成いただければ、堤防の桜並木の維持・保存をすることは可能となる場合も考えられます。	右の提案主体の意見について回答されたい。	本県の足羽川は、市街地を流れる築堤河川で樹齢５０年前後の桜並木が２ｋｍ以上続いている、全国でも希少かつ貴重な地域資源となっている（市街地を流れる築堤河川で樹齢５０年前後の桜並木が１ｋｍ以上続いている河川は他に全国で３か所：宮城県白石川、秋田県桧木内川、栃木県思川、今回の「平成１６年７月福井豪雨」において、この桜並木以外の箇所で破堤したが、桜並木が堤防を補強する効果があったのではないかという専門家の意見もあることから、今後、国としても、高木が植樹されている堤防本体の安全性について技術的検証を行い、一定の基準を示す必要があるのではないかと考える。また、植樹を認める特例規定については、地域の実情に応じて、河川管理者である県が技術検討会を設置して判断基準を作成すれば維持保存が可能であるとのことであるが、河川管理者である都道府県では築堤技術に関するデータの蓄積等もなく十分な検討ができないことから、研究機関や技術的なデータ・ノウハウを有している国のバックアップを求めるものである。	C（堤防補強技術の研究開発を行う技術検討会の設置および検討の支援については D-1）		台風等の風雨や洪水によって堤防等に植樹された高木が倒れ、堤防等が陥没するなど、所定の安全性を損なったという事例も報告されているところです。 本省においては、そういった事例を踏まえ、植樹等に係わる標準基準として「河川区域内における樹木の伐採、植栽基準について」（以下「本基準」という。）を定めています。 また、提案のような地域の実情に応じた植樹については、本基準において、各河川管理者が治水上の支障とならない範囲内で植樹が可能となる特例を設けており、対象河川それぞれの個別の条件を勘案し、各河川管理者が調査・研究のうえ、十分な検討を重ねお対処できるようにしております。 従って、国自らが主体的に地域の個別基準を研究・開発することは、他の河川等に統一的に活用できる堤防補強技術や基準となりうるものではないことから、現実的ではありません。しかしながら、各河川管理者が調査・研究する上で、国が保有するデータの提供や技術的バックアップは可能と思料されることから、別途ご相談頂きたいと考えます。						1205	12052010	福井県	足羽川堤防桜並木再生構想	①河川法の特例である「その目的により数値解析、水理模型実験等により治水上の支障とならない場合」の堤防本体への高木の植樹を認める判断基準の作成 ②桜堤の植栽状況や河川の状況に応じた堤防補強技術の研究開発を行う技術検討会の設置および検討の支援
国土交通省	1220310	各種手続きの窓口一本化	①河川法第２４条（河川敷地の占用許可） 河川法第２６条（工作物の新設等の許可） 河川敷地占用許可準則第１５（事務次官通達） 工作物設置許可基準 （治水課長通達） ②道路法第３２条	①河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 ②道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。	①－ ②Ⅳ	①-1（各種手続きの窓口一本化については） ②-3	①花火大会等の季節的な行事やイベントの開催のための一時的な河川敷地の占用については、河川敷地占用許可準則第１５に規定されている一時占用許可として、通常の占用許可手続よりも簡素化を図っているところです。 なお、河川等における公物使用の許可は、それぞれの公物管理者が、それぞれの公物管理上の必要性から行っているものであり、許可の可否を判断するに当たって審査すべき事項は異なっているところです。 ②支援措置番号230001により対応可能。 警察庁及び国土交通省においては、「地域再生推進のためのプログラム」（平成１６年２月２７日地域再生本部決定）及び「規制改革・民間開放推進３か年計画」（平成１６年３月１９日閣議決定）に基づき、平成１６年度中に、道路上でのイベント等の実施に伴い道路占用許可と道路使用許可の両方が必要な場合について、申請書を一方の窓口に一括して提出できる制度の活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図るための通達を発出する予定である。																				
国土交通省	1220320	流水占用の弾力的運用	河川法第２３条 河川法施行規則第40条第4項	河川の流水を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないが、添付図書の全部を添付する必要がないと認められるときは、添付図書の一部を省略することができる。	D-1（届出のみによる多目的使用は C）		許可を受けた既存の水利使用の目的を変更しようとする場合には、実状に応じた審査事項の簡略化や早期に河川管理者等に相談されること等により、迅速・円滑な水の転用が可能です。（簡略化については、河川法施行規則第４０条第４項の規定により対応します。）当該ダムの現在の水利使用者は農林水産大臣ですので、転用元となる既存の水利用に関する調整を図る必要があります。 なお、河川の流水は公共の資産であり、河川の適正な利用の観点から、水利使用は、河川管理者の判断により目的が公共・公益性を有するものに限って許可され、その許可水量は目的に応じた必要最低限の量しか与えられておりません。仮に、必要水量の算出の根拠を示すことなく多目的に使用できるような包括的な水利使用を認めることとした場合には、河川管理者がその水利使用の公共・公益性や必要水量等の判断をすることができず、結果としてより公益性の高い他の水利使用が妨げられるおそれがあります。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	農業を取り巻く状況も著しく変化し、受益農家戸数の減少やそれに伴う供給余力の発生から、地域再生の取り組みを必要とする状況にあります。 また公共事業による施設整備の目標についても、様々な状況の変化のなかで許容しうる範囲も拡大しているものと思料する。公益性についても、地方公共団体が取り組む場合においては、基本的に、公益性を有しており、その運用に一定の裁量の余地を認めることについて要望したい。公共の資産の運用については、当初の予定された他の水利使用の実態を総合的に判断し、その当初の計画内容の許容される範囲を超えて利用する場合についても、可能となることを要望したい。 地域再生構想の推進にあたり、地域の独自の取り組みに対して、地域資源の積極的な活用という観点から、その配慮を要請するところであります。	D-1（届出のみによる多目的使用は C）		要望に係る現在の水利使用の目的はかんがい用水であり、農産物の生育のために必要な用水を必要水量として農林水産大臣に許可を行っています。地方公共団体であっても農業振興のために目的以外の水利使用を行おうとする場合は、必要水量の考え方、許可受者となるべき者等が異なり、変更後の水利使用による河川環境及び他の水利使用者への影響等を河川管理者が判断するための水の用途間の転用の手続きを経たうえで、当該目的に変更することができます。その結果、渇水時の水利調整、他の水利使用からの権利保護等がなされることとなります。 また、既存のかんがい用水の水利使用の範囲については、作付け計画、用水路の状況等を考慮して個別に判断する必要がありますので、水利使用の転用手続きを含め関係河川管理者にご相談ください。						1276	12761010	深川市	環境と共生する田園都市構想	国営造成施設を利用して農業用水の目的以外の水を取水する場合は、農業用水の利用に支障を生じさせない範囲で、農業用水の水利権とは別に当該用水を使用する場合には、許可が必要。
国土交通省	1220330	グリーン購入法による環境物品等の調達の推進	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	グリーン購入法においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下、基本方針という）の中で、同法の対象となる品目（自動車、ボールペン等）について定めるとともに、当該品目のうち、環境負荷低減に資するものとして率先して国等が購入すべきものの判断の基準（省エネ性能やリサイクル率）を定めることとされている。国等の各機関は、毎年度、基本方針に基づき特定調達品目等の調達目標等を定める「調達方針」を作成・公表、これに基づき環境物品等の調達を推進している。なお、基本方針に定める品目及びその判断の基準については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしている。	D-1	III	①について： 特定調達品目候補群（ロングリスト）は、品質確保について不確実性が残るなどにより検討をさらに進めることとした品目提案のリストであり、特定調達品目等の追加、見直しのための検討を迅速に進めるために整理したものである。溶融スラグ等を用いた資材に係る品目についても、特定調達品目に係る提案募集における提案等をもとに検討を行い、科学的知見の充実等に応じて、特定調達品目への追加が可能であることがわかれば、特定調達品目に追加することとしている。 ②について： 環境物品等の調達の推進に関する基本方針に掲げられた特定調達品目（地域の資源循環に資するものを含む。）については、予算及び事務又は事業の予定等を勘案した上で、各省各庁の長が定める環境物品等の調達の推進を図るための方針へ概ね反映されておりがなされているところであり、国の地方支分部局を含め、調達の推進が図られている。	貴省回答に「科学的知見の充実等に応じて特定調達品目への追加が可能であることが分かれば特定調達品目に追加することとしている。」とあるが、提案事項の内容にある４品目についての具体的な追加スケジュールを明示されたい。		D-1	III	現在、特定調達品目に係る提案募集における提案等をもとに検討を行っているところであり、平成17年1月を目途に環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更を行う予定である。科学的知見の充実等に応じて特定調達品目への追加が可能であることがわかった品目については、その際に特定調達品目に追加することとなる。						1148	11482070	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	グリーン購入法による国等における環境物品等の調達方針について、地域の処理困難廃棄物等を再生利用した資材等の積極的利用を図ることにより、地域の資源循環を促進し、環境への負荷の低減に資するため、以下の対策を講じること。 ① グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群（ロングリスト）に掲載されている「都市ゴミ溶融スラグ混入アスファルト混合物」「都市ゴミ溶融スラグを用いたコンクリート骨材」及び「都市ゴミ溶融スラグ混入路盤材」の特定調達品目追加手続きの迅速化。 ② 地域の資源循環に資する特定調達品目について、「地域再生支援のための特定地域プロジェクトチーム」での活用促進の協議を通じた国の地方支分部局等での積極的な活用及び各省各庁の長が定める環境物品等の調達方針への反映。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220340	社会資本整備にかかる権限移譲	①国土総合開発法　国土利用計画法 ②近畿圏整備法第９条、第１０条 ③社会資本整備重点計画法	①国土総合開発法に基づく計画には、全国の区域について国土交通大臣が作成する全国総合開発計画、都府県がその都府県の区域について作成する都府県総合開発計画、自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合において関係都府県が協議によって当該地域について作成する地方総合開発計画等がある。 国土利用計画法に基づく計画には、全国の区域につき国土の利用に関する基本的な事項について国が定める全国計画、都道府県が当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項を定める都道府県計画、市町村が当該市町村の区域における国土の利用に関し必要な事項を定める市町村計画がある。 ②近畿圏整備計画については、計画の策定が直轄事業や補助事業の実施と関連し、さらに、国が実施する社会資本整備等他の政策との整合性を保つことも必要であることから、国が策定することが適当です。 そのため、近畿圏整備計画の策定に係る国土審議会の権限や同計画の決定・変更に係る国土交通大臣の権限の委譲の是非を議論するには、各社会資本整備に関する権限・財源等の配分のあり方も含めた枠組みの整理が必要と考えます。	①D-1及びE ②C ③E	－	道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。 ①関西全域を対象とするような計画は、国土総合開発法に基づく計画のうち、地方総合開発計画が該当する。地方総合開発計画については、既に現行の国土総合開発法第８条において「自然、経済、社会、文化等において密接な関係を有する地域が二以上の都府県の区域にわたる場合においては、関係都府県は、その協議によって、当該地域について、地方総合開発計画区域を設定して、地方総合開発計画を作成することができる」（第８条）ことされており、現行の規定により対応可能である。 なお、国土利用計画法に基づく計画には、そもそも関西全域を対象とするような計画に関する規定が国土利用計画法にはないため、権限移譲の対象とはならない。 ②近畿圏整備計画については、国が実施する社会資本整備等他の政策との整合性を保ちつつ、国が策定することが適当です。 ③社会資本整備重点計画法は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために、国の責務が十分に果たされるよう、全国を対象とした計画の策定等の措置を講じることを定めたものであり、特定地域の計画の策定について規定しているものではない。	地域再生計画に認定された個別のプロジェクトに限定された（期間や範囲を限定する）ものに限って、権限委譲を行う仕組みを創設することが出来ないか、回答されたい。											1474	14742010	（社）関西経済連合会、（社）関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	社会資本の選択集中型整備事業の推進	○社会資本の選択集中型整備事業を推進するため、「関西州（産業再生）特区」が法の根拠をもった関西全域の長期総合計画と社会資本整備重点計画を策定できるよう、国土総合開発法、近畿圏整備法、社会資本整備重点計画法等に基づく所要の権限を国から「特区」に移譲すること。
国土交通省	1220350	地域再生計画に認定された構想限定の権限委譲	都市計画法第２９条	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	D-1		地方自治法第２５２条の１７の２の規定に基づき、都道府県条例によって都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理できることとされており、昨年１０月現在で本制度の活用によって全国で２１８の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲されている。 国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、昨年１２月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであり、開発許可権限の移譲を受ける権限の範囲や期間等あるいは市街化区域への編入につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。	地域再生計画に認定された個別のプロジェクトに限定された（期間や範囲を限定する）ものに限って、権限委譲を行う仕組みを創設することが出来ないか、回答されたい。		D-1		地方自治法第２５２条の１７の２により、都道府県条例で定めるところによって都道府県知事の権限に属する事務の「一部」を市町村が処理できることとされており、本制度の活用により、区域、開発行為の規模や期間を限って開発許可権限の移譲を行うことも現行制度上可能であると考えられ、本条項により全国で４１の市町村に対し、地域の実情に応じて開発許可権限の「一部」が移譲されている（平成１５年１０月現在）ことからも、現行制度による対応が困難であるとは解しがたい。加えて、一般的に市の規模が小さい場合には、当該市に係る開発許可事務の量は少なくなるものと考えられ、既に人口５万人以下の市町村のうち開発許可権限を有する団体は８４にも及ぶ、このうち建築基準法に基づく特定行政庁ではない団体は７４にも及ぶことから、小規模な市町村であっても建築基準法に基づく特定行政庁でないことが、開発許可権限の移譲の障壁となるとは解しがたい。 また、個々の開発行為の態様や土地利用の現況等を総合的に勘案して、地域の実情を熟知し、かつ地域づくりの責任を有する都道府県、政令市、中核市、特例市等がその適否を判断できることとしている開発許可制度において、当該制度の趣旨に則った判断をすることなく、国による認定を根拠に開発許可権限の市町村への移譲を一律に認めることは、事実上制度の趣旨を没却するものであり、地域再生計画の認定を受けた場合に限って権限移譲制度を創設することは困難であると考える。 なお、国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、平成１５年１２月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであるが、引き続き、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲について、都道府県に対する周知を行っていく。 提案団体におかれては、市内における開発行為件数の動向や規模を踏まえ、実際の事務処理量に応じた態勢の整備を図るとともに、整備可能な態勢の状況に応じた開発許可権限の移譲につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ検討の上回答されたい。	開発許可に係る都道府県知事の権限については、地方自治法第２５２条の１７の２の特例条例により市町村へ委譲可能であるが、その運用について都道府県によってばらつきがあるため、全国共通の仕組みの創設を求めるものである。法改正による明確な仕組みとして考えられないか。	C	個々の開発行為の態様や土地利用の現況等を総合的に勘案して、地域の実情を熟知し、かつ地域づくりの責任を有する都道府県、政令市、中核市、特例市等がその適否を判断できることとしている開発許可制度において、当該制度の趣旨に則った判断をすることなく、国による認定を根拠に開発許可権限の市町村への移譲を一律に認めることは、事実上制度の趣旨を没却するものであり、地域再生計画の認定を受けた場合に限って権限移譲制度を創設することは困難であると考える。 なお、国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、平成１５年１２月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであるが、引き続き、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲について、都道府県に対する周知を行っていく。 提案団体におかれては、市内における開発行為件数の動向や規模を踏まえ、実際の事務処理量に応じた態勢の整備を図るとともに、整備可能な態勢の状況に応じた開発許可権限の移譲につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。	1506	15062010	岩倉市	いわくらの風土を活かした五条川文化耕園構想	本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効的な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域（農振農用地）の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限って、権限委譲を求めるものです。 ・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可 ・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事→岩倉市長 ・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を提案するもの。
国土交通省	1220360	認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲	都市計画法第２９条	開発行為をしようとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。	D-1		地方自治法第２５２条の１７の２の規定に基づき、都道府県条例によって都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理できることとされており、昨年１０月現在で本制度の活用によって全国で２１８の市町村・特別区に開発許可の権限が移譲されている。 国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、昨年１２月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであり、開発許可権限の移譲を受ける権限の範囲や期間等あるいは市街化区域への編入につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。	右提案者の意見を踏まえ、地域再生計画に認定された個別のプロジェクトに限定された（期間や範囲を限定する）ものに限って、権限委譲を行う仕組みを創設することが出来ないか、回答されたい。	権限移譲は、地方自治法第252条の17の2に基づく県条例により、現行でも対応可能であることについては、十分に理解している。本来、地方分権の中核を成し、地方自治の観点からも、あくまでも許可権者である県と市の問題である権限移譲について、あえて本提案に及んだのは、人口10万人に満たない地方の小都市の現実を直視した故のものである。すなわち、本市の地域再生計画では、城下町の再生と市全域の経済の活性化を図るため、城下町地区の外縁部である市街化調整区域での大規模商業開発を目指して２つの支援措置（NO.11203、212032）の活用が認められているが、これは あくまでも支援措置であり、地域の実情に応じた柔軟な開発許可が推進されるという前提のもので、構造改革特区のように、特例として認められたものではない。したがって、地域再生計画が認定されても、当該開発行為が許可されるかどうかは、結局のところ、許可権者の裁量に委ねられていることに変わりはない。しかしながら、本市は、人口７万４千人、職員数約500人にも満たない地方の小都市であり、建築確認申請でさら県に進達している現状からすれば、まず、市に建築主事を置き、ある程度建築基準法の事務処理を積み重ねた上で、都市計画法にかかる開発許可の権限の移譲を受けるべきであり、当市で対応できるようになるまでには、態勢づくりや実務研修など、数年は要すると考えられる。地方の小都市が、直ちに開発許可の全ての権限の移譲を受けることは、極めて困難であるとともに、県条例は、あくまでも全県下対象の条例であって、本市提案のように地域再生計画で認定された期間、内容に限定した移譲は、県としても極めて困難であると考える。したがって、計画の早期実現には、地域再生計画で認められた期間、内容に限定した開発許可の権限移譲が可能となるよう全国レベルでの支援措置が不可欠と考え、今回、「認定された地域再生計画の実施に係る権限移譲」を求めているものである。地方分権、三位一体改革が進む中、地方自治体は、地域の資源を活用した独自性を打ち出し、生き残りをかけて必死になっていることにご理解をいただきたい。そうした状況を打開すべきものが、地域再生計画の趣旨であり、目的であると考える。上記支援措置が困難である場合は、都市計画法第29条第1項で定める開発許可を必要としない開発行為として定めている1号から12号に加えて「認定された市町村の地域再生計画に基づき、当該市町村の同意を得て行われる開発行為」を加えていただきたい。	D-1		地方自治法第２５２条の１７の２により、都道府県条例で定めるところによって都道府県知事の権限に属する事務の「一部」を市町村が処理できることとされており、本制度の活用により、区域、開発行為の規模や期間を限って開発許可権限の移譲を行うことも現行制度上可能であると考えられ、本条項により全国で４１の市町村に対し、地域の実情に応じて開発許可権限の「一部」が移譲されている（平成１５年１０月現在）ことからも、現行制度による対応が困難であるとは解しがたい。加えて、一般的に市の規模が小さい場合には、当該市に係る開発許可事務の量は少なくなるものと考えられ、既に人口５万人以下の市町村のうち開発許可権限を有する団体は８４にも及び、このうち建築基準法に基づく特定行政庁ではない団体は７４にも及ぶことから、小規模な市町村であっても建築基準法に基づく特定行政庁でないことが、開発許可権限の移譲の障壁となるとは解しがたい。 また、個々の開発行為の態様や土地利用の現況等を総合的に勘案して、地域の実情を熟知し、かつ地域づくりの責任を有する都道府県、政令市、中核市、特例市等がその適否を判断できることとしている開発許可制度において、当該制度の趣旨に則った判断をすることなく、国による認定を根拠に開発許可権限の市町村への移譲を一律に認めることは、事実上制度の趣旨を没却するものであり、地域再生計画の認定を受けた場合に限って権限移譲制度を創設することは困難であると考える。 なお、国土交通省では、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲を促進するため、平成１５年１２月に開発許可権限の移譲状況についての情報提供及び要請を行ったところであるが、引き続き、開発許可権限の市町村への円滑な移行及び計画的かつ円滑な移譲について、都道府県に対する周知を行っていく。 提案団体におかれては、市内における開発行為件数の動向や規模を踏まえ、実際の事務処理量に応じた態勢の整備を図るとともに、整備可能な態勢の状況に応じた開発許可権限の移譲につき、開発許可権者である愛知県とご相談されたい。								1510	15102010	犬山市	犬山城下町再生構想（現　犬山城下町再生計画）	当市は、城下町地区（中心市街地）とその外縁部（市街化調整区域）を含む区域で、それぞれの地域特性を生かした土地利用を行い、相互の有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進め、城下町の再生と市全域の経済の活性化を図る地域再生計画「犬山城下町再生計画」を策定し、認定を受けた。 計画の中で、外縁部（市街化調整区域）におけるを大規模複合商業施設の誘致については支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」（111203）の他２つの支援措置（212032、210007）を要請しているが、計画の早期実現に向け、次に掲げる権限移譲を求めるものである。 ○権限移譲事務の内容・範囲 ・都市計画法　第29条(開発許可) ・農業振興地域の整備に関する法律　第15条の15（農用地区域内における開発行為の制限） ・農地法　第4条第1項(農地の転用の制限) ○権限移譲元と移譲先 愛知県知事から犬山市長 （農地法　第4条第1項の対象面積が4haを越える場合 農林水産大臣から犬山市長） ○権限移譲の方法 地域再生計画で認定されたものにつき『内容』を限定 なお、当該権限の市町村への移譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能（農地法 第4条第1項の対象面積が4haを越える場合を除く）であるが、全ての案件に対して上記の権限を受けることは、小規模自治体にとって、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、相当の年数を要することとなるため、当該支援措置を提案。
国土交通省	1220380	補助事業で取得した除雪機械の有効利用	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条（財産の処分制限） ・同施行令第１３条（処分を制限する財産） ・同第１４条（財産の処分の制限を適用しない場合） ・国土交通省所管補助金等交付規則第１０条（処分の制限を受ける財産）第１１条（処分の制限を受ける期間） ・建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領	「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。	D-1	-	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条においては、「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領（通達）においては、「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。												1454	14542010	富山県	雪みち安心プラン	国土交通省総合政策局所管の建設機械整備費補助金で購入した除雪機械について、雪寒指定路線以外の道路や補助事業者以外の管理する道路への使用を可能とする。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220380	補助事業で取得した除雪機械の有効利用	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条（財産の処分制限） ・同施行令第１３条（処分を制限する財産）第１４条（財産の処分の制限を適用しない場合） ・国土交通省所管補助金等交付規則第１０条（処分の制限を受ける財産）第１１条（処分の制限を受ける期間） ・建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領	「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。	D-1	-	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条においては、「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領（通達）においては、「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。											1454	14542020	富山県	雪みち安心プラン	国土交通省総合政策局所管の建設機械整備費補助金で購入した除雪機械について、ボランティアによる歩道除雪のため、除雪機械（国庫補助）を貸与の際には、道路管理区分を弾力的に運用する。
国土交通省	1220390	補助事業で取得した除雪機械の市町村への貸与制度の見直し等	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条（財産の処分制限） ・同施行令第１３条（処分を制限する財産）第１４条（財産の処分の制限を適用しない場合） ・国土交通省所管補助金等交付規則第１０条（処分の制限を受ける財産）第１１条（処分の制限を受ける期間） ・建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領	「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。	D-1	-	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条においては、「補助事業者は、各省の長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならない。」とあり、その運用として、 建設機械整備費補助金による取得した建設機械の管理・処分等に関する取扱要領（通達）においては、「補助事業者は、建設機械の補助事業の執行に支障のない範囲で、補助事業者が実施する他の事業の用に供することができ、この場合、大臣の承認があったものとみなす。」とし、弾力的な運用を可能としている。											1587	15872040	北海道	地域一体型除雪・防災プラン	補助事業により購入した除雪機械の市町村への貸与について、制度の見直し、又は運用の緩和を行い、処分制限期間内（６年間）においても無償貸与が認められるようにする。
国土交通省	1220400	企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和	奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１０条の２、第１０条の４ 奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和２９年政令第２３９号）第７条 奄美群島振興開発基金業務方法書（昭和３０年）第１２条、別表１	一般農業振興資金の貸付条件については奄美群島振興開発基金業務方法書別表１に定められているところであるが、貸付の相手方としては農業を営むもの（個人、法人、共同施行体）とされており、企業等に対する貸付を排除しているものではない。	D-1		現行の奄美群島振興開発基金業務方法書による貸付条件において、企業等への融資は可能である。											1513	15131011	名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業（ｳ）の活性化計画	（前段） 企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。
国土交通省	1220410	民間遊休地の利用促進による官民一体となった住宅整備		土地収用は、公共の利益となる事業に必要な土地等が任意で買収できない場合等において必要とされるものであり、提案内容にあるような民間主体がその所有地を自治体に提出することを規制するものではない。	E		提案主体の提案内容、具体的実施内容、提案理由に、土地収用法に関係する記述が見受けられない。また、同法との関係がある提案とは考えられない。 なお、民間主体が民間遊休地を地元自治体に対し積極的に提供を申し出て、土地の利用促進を働きかけ、それに対し地元自治体がどのように対応するかは、民間主体と当該自治体の当事者間の問題にすぎない。 土地収用法は、公共の利益となる事業に必要な土地等が任意で買収できない場合等において必要とされるものであり、このような提案に対し、何ら規制を加えるものではない。											1618	16182010	株式会社アセットデザイン	遊休地（民間）利用促進官民一体経営住宅整備構想	民間保有の遊休地に埋蔵文化財が発見された場合、その調査（保護）にかかる経費が多大であり、その補助金申請にも時間がかかる。本構想では、その遊休地を地元自治体に提供することで有効利用（公営住宅の建設）ができ、また、補助金の留保期間を１年とすることで速やかに実現でき、かつ、土地取得費の低減による低コスト化～入居者の負担減・土地提供者へも収入の分配（固定資産免除等）が可能であり、有効利用が促進され経済の活性化が期待できる。
国土交通省	1220420	情報通信網として道路管理用光ファイバーの活用	道路法第20条、第55条 河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用について（通達）	高度情報通信ネットワークの形成をより一層進めるため、国の管理する河川・道路管理用光ファイバのうち、当面利用予定のないものについて、民間事業者等に開放することとしている。	E	―	個別事業の要望については、今般の提案募集の対象外であると考える。 なお、一般国道４５号のうちご要望の区間については、一部の区間において情報ボックス等の光ファイバ収容空間が未整備であり、暫定的に架空線により光ファイバを敷設しているが、今後の八戸バイパス等の工事に併せ、情報ボックスを整備し、光ファイバを敷設しなおす予定である。 情報ボックス整備後、道路管理用光ファイバに開放可能な芯線が存在する場合には、光ファイバの開放対象区間とすることも考えられる。	当該青森県の案件に限らず、情報ボックスが整備され、開放可能な芯線が存在する場合、遅滞なく光ファイバーの開放対象区間とすることと理解してよろしいか。	E	―	当該青森県の案件に限らず、情報ボックス等が整備され、開放可能な芯線が存在する場合には、光ファイバの開放対象区間とすることとしている。											1148	11482030	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	平成１４年６月に政府において策定された「ｅ－Ｊａｐａｎ重点計画２００２」等を受け、国土交通省が管理する河川・道路管理用光ファイバーのうち、当面利用予定のないものについて、平成１４年度から地方公共団体、第一種電気通信事業者等に開放されており、青森県内では国道４号、７号の一部が開放されているものの、八戸地域を通る国道４５号については開放されていない。 現在、八戸市では、新エネルギー等地域集中実証研究「八戸市　水の流れを電気で送すプロジェクト」に着手しており、電力・熱の供給者、需要者を情報通信網で連結し、需要量の変動に対応し、一定品質の電力供給ができるよう需給制御・調整する「マイクログリッド」の実証研究を行なっている。また、八戸市市民電力会社設立構想もあり、今後、「環境・エネルギー産業創造特区」の規制緩和を活用した八戸地域の電力供給事業にかかる情報通信網の幹線として活用するため、国道４５号についても開放するよう要望する。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220430	光ファイバー整備手続きの簡素化	①河川法第２４条（河川敷地の占用許可） 河川法第２６条（工作物の新設等の許可） 河川敷地占用許可準則（事務次官通達） 工作物設置許可基準（治水課長通達） ②道路法第３２条 ③道路法第３２条 道路整備特別措置法第６条の２第２項 同法施行令第１条 同法施行規則第２条の５	①河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。）を占用しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 河川区域内の土地において、工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならない。 ②　道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。 ③占用手続きに際しては、道路法令の定めに基づき、占用物件が道路の構造、交通に支障を及ぼさない範囲において、適正に許可手続きを行っているところである。	①D-1 ②D-1 ③D-1		①河川区域内における光ファイバーの敷設のための申請については、自治体からの申請であれば、敷設空間に余裕がある限り現状でも許可しているところです。 また、国土交通省においては、ｅ－ｊａｐａｎ重点計画による電子政府の実現に資するものとして、直轄河川における河川占用許可手続に関し、複数の出張所への申請を一括して行うことができる電子申請システムを構築・運用しているところであり、当該システムの活用により簡素な手続が可能となっています。（現行で対応可能） ②　国土交通省においては、ｅ－ｊａｐａｎ重点計画による電子政府の実現に資するものとして、直轄国道における道路占用許可手続に関し、複数の出張所への申請を一括して行うことができる電子申請システムを構築・運用しているところであり、当該システムの活用により簡素な手続が可能である。 ③占用申請から許可にかかる時間については、事前の申請書類、現地での確認などの調整等を申請者と十分に行うことによって、必要最小限の時間で手続きを完了するようＪＨに対して指導しているところである。												1393	13932010	山梨県	やまなしITプラン	県域の光ファイバを整備するにあたり、道路管理者、河川管理者、ＪＲ、ＪＨ等に対して占用の申請を行い、許可を受ける必要がある。 ①河川に関する申請について、光ファイバの敷設が許可されない、また、許可が下りるまでに時間を要することがあるため、改善を希望する。 ②道路や河川等の占用については、それぞれを所管する出張所毎に申請することとなっている。県域の光ファイバを整備する場合、複数の出張所に申請する必要があるため、受付・許可窓口の一本化を希望する。 ③ＪＲ、ＪＨに対する申請手続きについても申請・許可に時間を要するため、改善を希望する。
国土交通省	1220440	防災・危機管理に関する権限移譲			C		道州制については、国との役割分担を含め、そのあり方について議論・検討が必要と認識しており、確定的なお答えをすることは困難ですが、提案された事項について現行制度における考え方は以下の通りです。 大規模災害等の重大事態発生時には、国全体として対策をとる必要があるとともに、東南海・南海地震のように広域的な災害等については、地域ブロックにおける対応にとどまらないため、関西圏のみの対応は馴染まないと考えます。 また、現行制度においても関係機関が連携した対応を行っているところであり、現在の枠組みで機動的な災害・危機管理対応が可能です。												1475	14752010	(社)関西経済連合会,(社)関西経済同友会,関西経営者協会, 大阪商工会議所,京都商工会議所,神戸商工会議所	広域的な防災･危機管理体制の構築	○「関西広域防災・危機管理機構(仮称) 」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 ○非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州（産業再生）特区」に移譲すること
国土交通省	1220450	地域産木材・リサイクル品の活用支援	①地域産木材適正化法 ②リサイクル品国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	①適正化法において、地域産木材の有効利用を制限するような規制はない。また、補助事業において、有効利用に関する特段の規制は行っていない。 ②「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年５月３１日　法律第１００号）第１０条第１項により、地方公共団体及び地方独立行政法人は環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとしており、第１０条第３項では第１項の方針に基づき物品等の調達を行うこととしています。 和歌山県において作成された「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」では、「伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法」を重点的に調達を推進する環境物品等として位置づけていることから、和歌山県が実施する公共事業において当該物品の使用が可能です。	①E ②E	-	①適正化法では、地域産木材の有効利用を制限するような規制はなく、また、同様の規制は、行っていないためも。 ②「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年５月３１日　法律第１００号）第１０条第１項により、地方公共団体及び地方独立行政法人は環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとしており、第１０条第３項では第１項の方針に基づき物品等の調達を行うこととしています。 和歌山県において作成された「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」では、「伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法」を重点的に調達を推進する環境物品等として位置づけていることから、和歌山県が実施する公共事業において当該物品の使用が可能です。 なお、別途確認させていただいたご趣旨によりますと、会計検査で指摘を受けないかと懸念されているとのことですが、これについては当省ではお答えしかねます。	右の提案主体の意見を踏まえ再度検討し回答されたい。	「和歌山県が実施する公共事業において当該物品の使用が可能です。」というご回答ですが、これは、「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」で、重点的に調達を推進する環境物品等として位置づけたものであれば、国庫補助事業において、一般建設資材に比べ高くても使用できると解釈してよろしいか。さらに、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく（道路補助事業・河川補助事業等の個別の交付の目的以外に、景観形成・地域環境への負荷の低減及び地域産業の活性化・地域再生等のトータル的な観点（有効性）から、上記「グリーン購入推進方針」に位置づけのない地域産木材・リサイクル品を一般建設資材に比べ高くても使用できる新たなルールづくりをお願いしたい。	①E ②E	—	①国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律において、地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとすることとされており、環境への負荷の低減に資する原材料の調達は、既にルール化されている。木材についても、環境への負荷の低減に資するものであれば、地域産を含め、調達が可能な仕組みとなっている。 ②　「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」で、重点的に調達を推進する環境物品等として位置づけるなど自治体が適切であると判断したものであれば、国庫補助事業において、「経費が著しく割高となる場合や業務に支障のある場合を除き」（「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」２(1)　一般建設資材に比べ高くても使用できます。 　また、「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」に位置付けの無い）リサイクル品※１については、「平成１６年度和歌山県グリーン購入推進方針」２（１）３）及び２（４）により、重点的に調達を推進する環境物品等として位置づけることにより、同様の対応が可能です。 ※１ [国交省確認] 平成１６年８月１０日 　道路補助事業、河川補助事業等の個別の交付の目的以外に、地域産リサイクル品を使用したいとのことですが、「個別の交付の目的以外に」使用する具体的な事例を教えていただけないでしょうか。 [和歌山県回答] ・道路改築事業を進める中で実施する法面の緑化に、地域産リサイクル品を使用する。 ・通常砂防事業を進める中で実施する砂防ダムの型枠工に、地域産リサイクル品を使用する。 ・自転車道整備事業を進める中で実施する舗装工に、地域産リサイクル品を使用する。 等の事例を想定しています。												1431	14312010	和歌山県	地域産木材･リサイクル品の活用支援	地域の資源（地域産木材、地域産リサイクル品）の有効利用を図ることにより、地域の循環型社会構造の転換を図るとともに、幅広い雇用創出効果等により地場産業の活性化を図り、地域再生を支援する。
国土交通省	1220460	補助対象施設の一部転用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	①補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の場合（政令第14条）で定める場合にはこの限りではない。 （１）補助金を返還した場合 （２）補助均等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合 ②公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、このような者が入居資格を有するものであるが、補助金適正化法第２２条に基づき、国土交通大臣の承認を受ければ公営住宅の目的外使用を行うことは可能である。 また、地域再生推進のためのプログラムに基づく「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」（平成１６年４月２０日通知）により、地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置として、当該公営住宅を目的外使用したときから１ヶ月以内に所要の事項を地方整備局長等に報告することにより、補助金適正化法第２２条に規定する承認があったものとして取り扱うこととしている。	D-1		①公園利用の一環として、住民活動等の拠点として利用する場合は、補助金適正化法に係る承認は要しない。 ②公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために供給される住宅であることに鑑み、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないこと、公営住宅の目的外使用に当たっては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であることなどの要件を満たすことが必要である。このため、目的外使用をするに当たっては応募倍率等を勘案しつつ空家を使用するとともに、原則として住宅用途に限るものとすべきところであるが、地域住民のためのコミュニティ拠点など地域の交流や活性化に不可欠な施設と判断され、他にその用途に充てる適当な建物がなく、かつ自治会などを通じて地域住民のコンセンサスが得られている場合には例外的に住宅用途以外についても目的外使用が認められる場合があると考えられる。												1607	16072010	豊中市	住民ニーズに応じた補助対象施設の部分転用の承認	住民が、住み慣れた地域で、安心して暮らしつづけることができるような地域づくりを、住民とともに創る事業（ライフセイフティネットの構築）や市民公益活動による住民の政策参加など、住民主体の自治が育ちつつある状況の中で、地域において住民が継続して活動できる拠点施設がないため、それらの活動支援ができていない状況にある。都市型の豊中市においては、近所づきあいや、地域の交流が希薄になる一方で、新たなボランティア団体やＮＰＯ法人、事業者等において、地域活動が行なわれている状況である。とりわけ地域福祉活動は、地域づくりの中で地域住民、地域団体、事業者等が継続性をもって主体的に関わり取り組むことが重要であり、そのための活動拠点の確保は不可欠である。現在、市の公共施設の利用状況と市民活動との関わりについて調査をしているところであるが、稼動率が低い公共施設について、その有効活用を図るとともに、住民自治の育成を支援するため、補助対象施設の部分的な転用について所管省庁の承認を求める。 【対象となる施設の一覧は資料１に記載】
国土交通省	1220480	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	都市公園法第２条第１項、地方自治法第２５２条の１７の２	県営の公園を町営の公園にすることは都市公園法上可能。また、地方自治法第２５２条の１７の２において、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることとされている。	D-1		県営の公園を町営の公園にすることについては都市公園法上可能。 また、県が条例で定めることにより、募金の許可等の業務を町が処理することとすることは現行法上可能。												1553	15531010	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては ・保安林指定（防風・潮害防備・保健） ・入野県立自然公園（普通地域） ・史跡名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園（都市公園） に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管省庁に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない そのための規制を撤廃し、一括法でかかる権限と税源を大方町に移譲する。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220480	入野松原の大方町における一括管理それに伴う権限・財源の移譲	都市公園法第２条第１項、地方自治法第２５２条の１７の２	県営の公園を町営の公園にすることは都市公園法上可能。また、地方自治法第２５２条の１７の２において、都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることとされている。	D-1		県営の公園を町営の公園にすることについては都市公園法上可能。 また、県が条例で定めることにより、募金の許可等の業務を町が処理することとすることは現行法上可能。											1553	15532010	大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原においては ・保安林指定（防風・潮害防備・保健） ・入野県立自然公園（普通地域） ・史跡名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園（都市公園） に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。
国土交通省	1220510	コミュニティバスの認可に関する権限の市町村への移譲	道路運送法第１５条第１項、施行規則第１４条	旅客自動車運送事業の事業計画の変更認可等については道路運送法に基づき国土交通大臣が行うこととされている。	C	Ⅰ	コミュニティバスについては、必ずしもその定義が明確ではないが、一般的には、自治体が主体となって貸切バスを乗合旅客輸送として運行するものや、自家用自動車を用いて有償輸送をするもの等を指すことが多い。こうした輸送形態については、原則的には道路運送法において禁止されているものの、乗合輸送サービスが存在しない交通空白地域などにおいて、地域住民の足を確保するための やむを得ない措置として認められているものである。このため、かかる許可に当たっては、民間企業による乗合輸送サービスと競合し、その事業の発展を阻害するものでないか、あるいは、多数の利用者を運送する者として確保すべき一定の安全水準が確保されているか等について、運行管理や整備管理体制の整備をはじめとする輸送の安全や当該事業の内容について専門性と中立性を有する国が一元的に関与する必要がある。このため、中心市街地活性化法に基づく道路運送法の特例についても、最終的には国土交通大臣による事業改善命令によってこれを担保しているところである。 他方、地域交通政策において、地域の実情を反映させることは重要であると認識しており、このため、関係自治体、交通事業者、地方運輸局等からなる協議の場として地域協議会を設置したところであるが、今後ともこの協議会を通じて引き続き地域のニーズに応じた輸送サービスが提供されるように努めることとしたい。	地域協議会においては、運輸行政関係者も含めた構成になっていることから、一定の条件を付したうえで、提案内容を認めることは、貴省が指摘する輸送の安全や当該事業の内容について審査することが確保できると考えるがどうか。		C	-	現行制度では、交通空白地域において都道府県が主催する地域協議会での協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合には、道路運送法第８０条第１項の許可について包括的な許可を与え、路線の新設に係る認可は不要としている。また、乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）が存在しない交通空白地域において自治体が道路運送法第２１条の許可を有する貸切自動車運送事業者（貸切バス事業者）に委託して地域の生活の足を確保する場合にも、地域協議会の結論に基づく場合には、極めて短期間で認可の処理を行っているところであり、地域のニーズに柔軟に対応する弾力的な運用を行っているところである。 他方、交通空白地域における地域の足の確保としてではなく、通常の事業活動を営んでいる一般乗合旅客自動車運送事業者が新たに路線を設定する場合の事業計画の変更については、多数の利用者を運送する者として確保すべき一定の安全基準やサービス水準が確保されていることを国が中立公正な立場から確認する必要がある。 なお、中心市街地活性化法に関しては、特定事業計画について主務大臣（この場合は国土交通大臣）が認定を行っていることから、道路運送法第１５条第１項に基づく事業計画の変更の認可について特例措置を設けているところである。	交通空白地域以外においても、提案内容にあるような、「官民一体型の協議会」を設置することにより、地域のニーズに柔軟に対応できるしくみが必要であると考えるがいかがか。 なお、提案主体の想定する構成メンバーには、運輸行政、道路管理者も含まれていることから、一定の安全基準やサービス水準が確保されていることを確認することはできると考えるが、その点について再度検討し回答されたい。		C		現行制度では交通空白地域以外においても、必要に応じて地域協議会の開催は可能であり、その構成メンバーには地方運輸局が含まれているところである。 さらに、地域のニーズに対応した仕組みとして、「地域再生推進のためのプログラム（平成１６年２月２７日地域再生本部決定（全国を対象とした支援措置））」において、地域・利用者でつくりあげる地域交通を実現するために地域の関係者が議論する「地域交通会議（仮称）」を設置することとしており、平成１６年度中の措置に向けて現在検討中である。 なお、安全性の確認に関しては、認可基準に係る審査のみならず国が定める自動車の保安基準、自動車検査等自動車に係る保安行政と一体的に行う必要があること、多数の関係者から成る協議会の場で安全基準について詳細な内容を確認することは議論の長期化につながることから、協議会において取り上げることは適切ではないと考える。 また、構成メンバーとして道路管理者を含めることは、そもそも運行する道路が予め定まっている訳ではないことから、道路管理者を特定できないという問題がある。	1386	13862020	金沢市	金沢まちなか居住支援構想	地域に密着した公共交通政策の具現化を図るため、中心市街地活性化計画に基づくコミュニティバスに関する国の認可権限を市町村に移譲する。
国土交通省	1220520	関係省庁連携によるクリーンエネルギー自動車専用ナンバープレートの新設	道路運送車両法第１１条、道路運送車両法施行規則第１１条	ナンバープレートは法令により、統一規格で作製されている。	C	Ⅲ	専用ナンバーの創設についてはその効果、費用負担、関係省庁のシステムとの調整等の問題があり、実現するのは困難であると思われる。他方、提案については現在、燃費性能及び排出ガス性能に優れた車に対する税制上の優遇措置が設けられており、こうした車の普及促進を図るため星印のステッカーが貼付されているところであり、このようなステッカーを利用して識別することも考えられる。											1188	11882020	日光市	環境美化推進プロジェクト	日光市は環境美化都市であり、恵まれた自然環境が貴重な観光資源であることから、当市から全国的なクリーンエネルギー自動車の普及啓発を発信するため、クリーンエネルギー自動車により訪れる観光客に対し、市内駐車場等の無料開放等の優遇措置を検討している。これは、購入意欲の推進はもちろんのこと、足利銀行一時国有化により地域経済が低迷している今般において、地域観光の活性化といった側面から、訪れる観光客に少しでも魅力ある施策を展開するなかのひとつとしても位置付けている。この施策を実施するにあたっては、通常の車両との区別化が容易にできる必要性が生じることから、クリーンエネルギー自動車専用のナンバープレートが新設できるよう、環境問題を総体的に捉え、国土交通省や環境省等、関係省庁が連携して取り組んでいただきたい。
国土交通省	1220530	臨港地区変更（解除）における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲措置	都市計画法第15条 都市計画法第18条 都市計画法第19条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、一定の事項については、県又は国に協議し、その同意を得なければならない。	C		１　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 ２　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	１　これまで、三大都市圏における権限移譲は地ど行われていない。また、都市計画決定に係る権限移譲措置は、本提案も含め全ての提案主体者にとって、眼前の緊急課題解決に不可避なものであり、５年、１０年の単位で結論を先延ばしにする事が、地域経済の活性化や都市再生を阻害しており、「時間＝コスト」との視点から一刻の猶予も無い事をご認識いただきたい。そこで、着手した今年度中を目途とするフォローアップを、いつ（何年何月）までに、どのような手法で措置を行うかについて、明確な目標の公表をお願いしたい。 ２　「現時点で検討することは適当でない」とあるが、上記のとおりスケジュールが明確で無い以上、具体的提案対象地域に限り「構造改革特区」「地域再生」による措置として、地域を限定し、権限移譲等の措置を図るべきと考えるが、その点について見解を伺いたい。 ３　特区提案回答にある、都市計画決定の手続きの簡素化についての見解において、「相互間の矛盾」「広域的見地」から調整を図る必要があるとするならば、その要件として県知事の「同意」ではなく、「協議」で十分その目的が達せられると考えるがその点についての見解を伺いたい。	C		「１　平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 ２　三大都市圏では、市街地が市町村の区域を越えて連たんしているため、都市活動の実態に即して広域的な観点から都市計画を行う必要があること。しかして、中核市であっても市街地が隣接する市町村と連たんしている以上広域的な観点から都市計画を行う必要があることから、提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 ３　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図る必要があることから協議のみなら了同意を必要としており、協議のみとすることはできない。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。） ４　なお、臨港地区の変更等の手続にかかる期間については、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行実施すること等により当該手続にかかる期間の短縮を図るよう、当局及び港湾局より、各都道府県、各地方整備局等に対し技術的助言又は連絡を行っており、貴市資料３が示すスケジュールの短縮化が十分図られるよう努めてまいりたい。（また、貴市資料３の「港湾計画の変更手続」について、港湾計画の変更内容が２０ｈａ未満の土地利用計画の変更に係るものである場合には、港湾法第３条の３第４項の「軽易な変更」に該当するので、国土交通大臣への送付だけで足りる。）	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間を明確にされたい。	「権限移譲について」 １　フォローアップ後の検討期間が明確ではない。権限移譲は眼前の緊急課題解決に不可欠であり、「時間＝コスト」の観点から一刻の猶予も無い事をご認識の上、速やかに検討し平成１７年度内の法改正を目指していただきたい。 ２　「三大都市圏では市街地が市町村を越えて連たんしているため、広域的観点から都市計画を行う必要があり、中核市であっても市街地が連たんしている以上、権限移譲が困難である」との回答は、本市に隣接する横浜市（指定都市）へは既に多くの都市計画決定権限が移譲されている実態と、明らかに矛盾している。この横浜市への権限移譲は「都市計画の事務執行能力によるもの」が根拠と推察され、政令指定都市と同様に十分な能力のある中核市への、同様の権限移譲は可能と考える。 「協議・同意について」 １　「隣接する都市と一体的に定められた地域地区や、連続する都市計画道路等を広域的見地から調整するため」に国・県の関与が行われることは理解できるが、一都市完結型の都市計画や、小規模な都市計画で広域的調整を必要としないものまで「三大都市圏」を理由に、画一的に協議・同意を求めている事は不合理であり、国が地方の自主独立と分権を妨げていることに他ならない。このことから、本市提案対象のような広域的調整の必要のない都市計画決定においては、国・県の関与を縮減・廃止する措置が必要と考える。	C		「権限委譲について」 １　フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。 ２　指定都市は、都道府県並みの権限を付与して、一定の独立性を認めているものであり、都道府県と協働して事務執行を行うことが予定されている中核市とは異なる位置付けがなされている。したがって、中核市が指定都市と同等の都市計画の事務執行能力を有しているとすることはできず、中核市を指定都市と同等に都市計画決定権限の委譲を行うことは適当でない。 「協議・同意について」 国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から行うものであり、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみならず、周辺の都市にも影響を及ぼす都市計画であると考えられる。規模の大小に関わらず、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 また、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画についてであっても、一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図ることは必要であり、特定の地域に限って、協議・同意を不要とすることは適当ではない。 なお、貴市の提案の場合、港湾法に基づく港湾計画に係る国の判断は必要なく、また、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行処理すること等によって、貴市資料３で時間を要するとされている手続期間の相当部分を短縮することが可能であり、貴市の提案とそれほど変わらない期間で臨港地区の解除手続をすることは可能と考えられる。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。）	1236	12361020	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」	【提案の内容】 中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更（解除）における都市計画決定権限を県から市に委譲し、国土交通大臣への協議・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事もしくは国土交通大臣へ送付することのみとする。 【現行制度とその問題】 現在、三大都市圏等の重要港湾に限り臨港地区の都市計画決定権は県により国土交通大臣の同意を要する。 現行制度は、臨港地区が港湾区域（水域）を地先水面とする土地であるため、都市計画行政と港湾行政との綿密な調整の下、重層的な土地利用制限を行う必要があるため、その整合性を充分に精査する為の制度である。 【特例措置を適用する背景】 ・対象地に係る、行政計画の策定に関しては、都市計画と港湾計画の決定権者は同一（市長）であり、両者間での十分な検討と調整が図られている。 ・本件は中核市であり、提案に係る行政判断ならびに、都市計画決定における充分な能力と体制がある。 ・臨港地区の変更（解除）にあたっては「運用指針」（資料６）を遵守する。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220530	臨港地区変更（解除）における都市計画決定要件の緩和ならびに権限の移譲措置	都市計画法第１５条 都市計画法第１８条 都市計画法第１９条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、国の同意を得なければならない。	C		１　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 ２　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	１　これまで、三大都市圏における権限移譲は殆ど行われていない。また、都市計画決定に係る権限移譲措置は、本提案も含め全ての提案主体者にとって、眼前の緊急課題解決に不可避なものであり、５年、１０年の単位で結論を先延ばしにする事が、地域経済の活性化や都市再生を阻害してより、「時間＝コスト」との観点から一刻の猶予も無い事をご認識いただきたい。そこで、着手した今年度中を目途とするフォローアップを、いつ（何年何月）までに、どのような手法で措置を行うかについて、明確な目標の公表をお願いしたい。 ２　「現時点で検討することは適当でない」とあるが、上記のとおりスケジュールが明確で無い以上、具体的提案対象地域に限り「構造改革特区」「地域再生」による措置として、地域を限定し、権限移譲等の措置を図るべきと考えるが、その点について見解を伺いたい。 ３　特区提案回答にある、都市計画決定の手続きの簡素化については見解において、「相互間の矛盾」「広域的見地」から調整を図る必要があるとするならば、その要件として県知事の「同意」ではなく、「協議」で十分その目的が達せられると考えるがその点についての見解を伺いたい。	C	１　平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 ２　三大都市圏では、市街地が市町村の区域を越えて連たんしているため、都市活動の実態に即して広域的な観点から都市計画を行う必要がある。したがって、中核市であっても市街地が隣接する市町村と連たんしている以上広域的な観点から都市計画を行う必要があることから、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 ３　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図ることから協議のみならず同意を必要とし、協議のみとすることはできない。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。） ４　なお、臨港地区の変更等の手続にかかる期間については、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行実施すること等により当該手続にかかる期間の短縮を図るよう、当局及び港湾局より、各都道府県、各地方整備局等に対し技術的助言又は連絡を行っており、貴市資料３が示すスケジュールの短縮化が十分図られるよう努めてまいりたい。（また、貴市資料３の「港湾計画の変更手続」について、港湾計画の変更内容が２０ｈａ未満の土地利用計画の変更に係るものである場合には、港湾法第３条の３第４項の「軽易な変更」に該当するので、国土交通大臣への送付だけで足る。）	C	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間を明確にされたい。	「権限移譲について」 １　フォローアップ後の検討期間が明確ではない。権限移譲は眼前の緊急課題解決に不可欠であり、「時間＝コスト」の観点から一刻の猶予も無い事をご認識の上、速やかに検討し平成１７年度内の法改正を目指していただきたい。 ２　「三大都市圏では市街地が市町村を越えて連たんしているため、広域的観点から都市計画を行う必要があり、中核市であっても市街地が連たんしている以上、権限移譲が困難である」との回答は、本市に隣接する横浜市（指定都市）へは既に多くの都市計画決定権限が移譲されている実態と、明らかに矛盾している。この横浜市への権限移譲は「都市計画の事務執行能力によるもの」が根拠と推察され、政令指定都市と同様に十分な能力のある中核市への、同様の権限移譲は可能と考える。 「協議・同意について」 １　「隣接する都市と一体的に定められた地域地区や、連続する都市計画道路等を広域的見地から調整するために、国・県の関与が行われる」ことは理解できるが、一都市完結型の都市計画や、小規模な都市計画で広域的調整を必要としないものまで「三大都市圏」を理由に、画一的に協議・同意を求めている事は不合理であり、国が地方の自主独立と分権を妨げていることに他ならない。このことから、本市提案対象のような広域的調整の必要のない都市計画決定においては、国・県の関与を縮減・廃止する措置が必要と考える。	C	「権限委譲について」 １　フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。 ２　指定都市は、制度上、都道府県並みの事務執行能力を認められ、都道府県並みの権限を付与して、一定の独立性を認めているものであり、都道府県と協働して事務執行を行うことが予定されている中核市とは異なる位置付けがなされている。したがって、中核市が指定都市と同等の都市計画の事務執行能力を有していることはできず、中核市を指定都市と同等に都市計画決定権限の委譲を行うことは適当でない。 「協議・同意について」 　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から行うものであり、三大都市圏等における重要港湾の臨港地区に係る都市計画は、港湾の物流拠点として機能から、一都市のみならず、周辺の都市にも影響をおよぼす都市計画であると考えられるため、規模の大小に関わらず、国土交通大臣への協議・同意を不要とすることは適当でない。 　また、都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画についてであっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図ることは必要であり、特定の地域に限って、協議・同意を不要とすることは適当ではない。なお、青市の提案の場合、港湾法に基づく港湾計画に係る国の判断は必要なく、また、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行処理すること等によって、青市資料２で時間を要するとされている手続期間の相当部分を短縮することが可能であり、貴市の提案とそれほど変わらない期間で臨港地区の解除手続をすることは可能と考えられる。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。）	1236	12362020	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」	【提案の内容】 　中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更（解除）における都市計画決定権限を県から市に委譲し、国土交通大臣への協議・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事もしくは国土交通大臣へ送付することのみとする。 【現行制度とその趣旨】 　現在、重要港湾に限っての都市計画決定権は県にある。 　現行制度は、臨港地区が港湾区域（水域）を地先水面とする土地であるため、都市計画行政と港湾行政との緊密な調整の下、重層的な土地利用制限を行う必要があるため、その整合性を充分に精査する為の制度である。 【特例措置を適用する背景】 ・対象地に係る、行政計画の策定に関しては、都市計画と港湾計画の決定権者は同一（市長）であり、十分検討・調整が図られている。 ・本市は中核市であり、提案に係る行政判断ならびに、都市計画決定における充分な能力と体制がある。 ・臨港地区の変更（解除）にあたっては「運用指針」（資料８）を遵守する。
国土交通省	1220540	臨港地区変更（解除）関連の地区計画決定要件の緩和措置	都市計画法第１５条 都市計画法第１８条 都市計画法第１９条	区域区分等一定の都市計画については、都道府県が都市計画を定める。 都市計画の決定に際し、国の同意を得なければならない。	C		１　都市計画制度については、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて、平成１０年以降、用途地域の決定権限を移譲等の措置を講じてきたところである。 　また、地方分権改革推進会議との議論では、平成１２年の都市計画法の改正により、都道府県に平成１６年５月までの都市計画区域マスタープランの策定が義務付けられていることを踏まえ、それ以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられた現行制度の定着状況を見極める必要があることから、今年度中を目途にフォローアップに着手することとされている。これを受け、平成１６年５月よりフォローアップに着手したところであり、現時点で検討することは適当でない。 ２　なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	１　これまで、三大都市圏における権限移譲は殆ど行われていない。また、都市計画決定に係る権限移譲措置は、本提案も含め全ての提案主体者にとって、眼前の緊急課題解決に不可避なものであり、５年、１０年の単位で結論を先延ばしにする事が、地域経済の活性化や都市再生を阻害してより、「時間＝コスト」との観点から一刻の猶予も無い事をご認識いただきたい。そこで、着手した今年度中を目途とするフォローアップを、いつ（何年何月）までに、どのような手法で措置を行うかについて、明確な目標の公表をお願いしたい。 ２　「現時点で検討することは適当でない」とあるが、上記のとおりスケジュールが明確で無い以上、具体的提案対象地域に限り「構造改革特区」「地域再生」による措置として、地域を限定し、権限移譲等の措置を図るべきと考えるが、その点について見解を伺いたい。 ３　特区提案回答にある、都市計画決定の手続きの簡素化については見解において、「相互間の矛盾」「広域的見地」から調整を図る必要があるとするならば、その要件として県知事の「同意」ではなく、「協議」で十分その目的が達せられると考えるがその点についての見解を伺いたい。	C	１　平成１０年以降、地方分権推進委員会の勧告等を踏まえて講じられてきた都市計画決定権限の委譲等に関する制度改正の定着状況等を見極めるため、地方公共団体に対してアンケート調査を実施（既に調査は開始）するなど、今年度中を目処にフォローアップを行う予定である。その結果に応じて、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討する。 ２　三大都市圏では、市街地が市町村の区域を越えて連たんしているため、都市活動の実態に即して広域的な観点から都市計画を行う必要がある。したがって、中核市であっても市街地が隣接する市町村と連たんしている以上広域的な観点から都市計画を行う必要があることから、ご提案のように地域を限定して権限の委譲等を行うのは困難である。 ３　国土交通大臣への協議・同意は、広域的・国家的観点から、都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われるものであるが、即地的な整合性・一体性を図ることから協議のみならず同意を必要とし、協議のみとすることはできない。 （なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。） ４　なお、臨港地区の変更等の手続にかかる期間については、都市計画担当部局と港湾担当部局の双方が臨港地区に関する都市計画の変更手続を一部並行実施すること等により当該手続にかかる期間の短縮を図るよう、当局及び港湾局より、各都道府県、各地方整備局等に対し技術的助言又は連絡を行っており、貴市資料３が示すスケジュールの短縮化が十分図られるよう努めてまいりたい。（また、貴市資料３の「港湾計画の変更手続」について、港湾計画の変更内容が２０ｈａ未満の土地利用計画の変更に係るものである場合には、港湾法第３条の３第４項の「軽易な変更」に該当するので、国土交通大臣への送付だけで足る。）	C	右の提案主体からの意見を踏まえ検討し回答されたい。併せてフォローアップ後の検討期間を明確にされたい。	「都道府県知事への協議・同意は、一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点若しくは都道府県が定め、又は定めようとする都市計画との適合を図る観点から行われること」は理解できるが、本提案対象地のように広域的調整を必要としないものまで協議・同意を求めている事は不合理であり県の関与を縮減・廃止する措置が必要と考える。	C	都道府県知事への協議・同意は、小規模な都市計画についてであっても、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図ることは必要であり、特定の地域に限って、協議・同意を不要とすることは適当ではない。なお、都市計画決定手続の簡素化については、特区提案に対する回答にて回答済みである。 　フォローアップにおいて出された各地方公共団体からの意見を踏まえ、フォローアップ後速やかに、地方分権の観点から、都市計画権限のあり方について、関連する制度のあり方等を含めて検討を行う予定であるが、意見の内容により、検討の内容、期間及び手法が変わってくることから、現時点で、具体的な検討期間及び手法を申し上げることはできない。	1236	12362030	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」	【提案の内容】 　中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、臨港地区の変更（解除）に関連した地区計画の決定における都市計画決定・同意を要せず、都市計画決定に係る図書を県知事へ送付することのみとする。 【現行制度】 　臨港地区を変更・解除するにあたっては「運用指針」（資料７）により、必要に応じ地区計画を定めることとなっている。 　都市計画法により、地区計画に係る都市計画決定権は市にあるが、あらかじめ県知事に協議しその同意を得なくてはならない。 【特例措置を運用する背景】 ・提案事項番号２にあるように、市が臨港地区変更（解除）に係る総合的な判断を行い、その結果として必要に応じ地区計画定めるものである為。 ・その他提案事項番号２に同じ。
国土交通省	1220550	港湾計画変更における要件の緩和		重要港湾（横須賀港は重要港湾）の港湾管理者は、当該港湾の港湾計画を変更したときは、軽易な変更を除き、国土交通大臣に提出し、それを受け国土交通大臣は交通政策審議会の意見を聴き、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不適当であると認めるときは当該計画の変更を求めることができる。一方、「軽易な変更」の場合は国土交通大臣への送付のみとなっている。 「軽易な変更」の範囲については、国の利害に重大な関係を有しない施設に関する変更について国土交通省令で定められており、土地利用計画の変更については、20ha未満（直轄工事の対象とする係留施設に係るものは3ha未満）であれば、「軽易な変更」に当たる。	C	―	重要港湾の港湾計画の策定者（変更者）は現状の制度において既に港湾管理者となっており、国は提出された港湾計画が、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不適当であるときのみ変更を求めるよう、最小限の関与のみ行うこととなっている。加えて、軽易な変更の場合の規定を設け、土地利用計画の変更においては、20ha未満（直轄工事の対象とする係留施設に係るものは3ha未満）であれば、国土交通省への送付のみで済むとしているところ。 要望の趣旨が20ha（東京ドーム４．３個分以上）について国の関与を一切なくすというものであれば、その広さの土地利用の変更が無条件に国の利害に重大な影響を及ぼすとは判定できないと思慮される。 なお、国は提出された港湾計画について年３～４回交通政策審議会を開催して意見を聴くようにしていることから、国土交通大臣への送付のみとした場合と比べても、港湾計画の変更に当たりその時間差は僅かであり、現状においても港湾計画の変更につき迅速な対応が可能となっている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	１　まず、本提案の趣旨である「対象区域の面積の大小に関わらず、一定の要件下での港湾計画変更を港湾管理者の判断で行えるものとする事」についての可否についてご回答頂きたい。 ２　港湾計画変更に係る時間が、国土交通大臣への送付のみの場合と、一般的な変更手続きの差が僅かという見解であるが、実質的には交通政策審議会の年間スケジュールに合せ、その６ヶ月～１年前から調整・協議を行っている実態があり、「時間＝コスト」との視点から今回提案を行ったものである。 ３　本提案対象地の港湾計画変更が「国の利益に重大な影響を及ぼす」とは考え難いが、あくまでその基準は面積要件となるのか。 「背景の概要」に関する質問事項「軽易な変更」（港湾法施行規則第１条の２）に関し以下の点を確認したい。例えば、10haの工業用地を土地利用のみ都市機能用地へ変更すると、工業用地の減（10ha）+都市機能用地の増（10ha）＝増減の計（20ha）となり、「軽易な変更」の対象外とする解釈についてその可否について伺いたい。併せて、「背景の概要（回答）」から推察して、20ha未満の一団の土地の土地利用変更については「軽易な変更」の対象としてよいと解釈できるか。この場合の軽易な変更の取り扱い解釈を伺いたい。	D-1	―	1 軽易な変更については、現状においても、港湾管理者が地方港湾審議会の意見を聴いて行うことが可能であり、土地利用の変更については、既にお答えしているとおり、その面積が20ha未満であれば港湾管理者の判断で行うことが可能である。提案の趣旨が土地利用計画の変更に係る軽易な変更の面積基準を無くすということであれば、港湾計画の策定を義務づけている「重要港湾」は「国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾」であり、その重要港湾における広大な土地（20ha（東京ドーム4.3個以上））の利用計画の変更は、ふ頭用地や港湾関連用地の変更等、港湾の機能を大幅に変更しうるものであることから、国土交通大臣が計画の変更を判断するための手続きが必要となるものである。 2 港湾計画の変更にあたり、港湾の能力に応じる港湾施設の規模及び配置を全面的に見直す（改訂）については、港湾管理者が船社や港湾関連事業に従事する事業者等の利用者のほか、住民等の意見を聴取しつつ計画の内容をとりまとめている。港湾管理者は、これらのとりまとめと並行して、国への調整、協議を行っている。調整、協議期間は変更内容の軽重によって異なるものであるが、より迅速に手続きが行われるよう柔軟に対応していきたい。 3 既にお答えしているとおり、土地利用計画の変更に係る軽易な変更の基準については20haとしているところである。 「質問事項に対する回答」挙げられている例は、10haの土地利用計画の変更であり、軽易な変更に該当する。 本提案が、中核市全般に適用する特定の提案ではなく、本提案対象地（横須賀市住友重機工業株式会社浦賀艦船工場用地）のみを対象とするのであれば、本提案対象地に係る土地利用計画の変更は20ha未満であるため、国土交通大臣への送付のみで可（本提案は現行の規定で対応可能）である。							1236	12361040	横須賀市	「中核市における都市計画決定権限の包括的移譲措置」 ※上記提案が採択困難な場合、本市が直面する課題解決のため、下記提案事項を適用し、地域の状況に即した都市再生・地域再生を行いたい。 「臨港地区変更（解除）に係る手続きの要件緩和ならびに権限の移譲措置」	【提案の内容】 　中核市が港湾管理者との協議の下、土地利用の方針を定めた区域においては、その区域における土地利用に係る港湾計画の変更は、港湾管理者の判断で行い国土交通大臣への送付のみとする。 【現行制度とその趣旨】 　港湾法により、港湾計画を変更したときは、国土交通大臣に提出し、国土交通大臣は交通政策審議会の意見を聴き、基準に適合していないと認めるとき、又は著しく不適当であると認めるときは変更を求めることができる。 本制度の趣旨は、提案事項番号２に同じ。 【特例措置を運用する背景】 　提案事項番号２に同じ理由に加え、本市はこれまで重要港湾の管理者として、横須賀港のみならず広域的な港湾行政の見地から判断を行っており、本提案に係る行政判断ならびに、港湾計画を変更における十分な能力と体制がある。
国土交通省	1220560	港湾施設の目的外一時使用	・港湾法第４６条 ・港湾法第５４条第１項及び第３項 ・港湾法第５５条 屋外広告物法第３条、第４条、第５条、第６条、第７条	港湾施設の管理運営は、港湾管理者が定める条例に基づき行われている。 屋外広告物に対する規制は、都道府県、指定都市及び中核市の条例により定められている。	D-1		港湾施設の管理運営は、港湾管理者が定める条例に基づき行われているところであるが、イベント使用等のために港湾施設を本来の用途に支障を及ぼさない範囲で活用することは、港湾管理者の判断により可能であると考えている。 屋外広告物に対する規制は、都道府県、指定都市及び中核市の条例により定められることになっているため、具体的規制の内容は長崎市の条例による。	貴省の回答によれば、提案内容については現行で実現可能と解してよろしいか。		D-1	―	港湾施設をイベント使用等のために活用することは、港湾管理者が本来の用途に支障を及ぼさない範囲であると判断することにより可能であると考えていることから、貴見のとおり、現行制度で実現可能と考えている。 屋外広告物に対する規制についても、貴見のとおり。							1041	10412010	長崎市	長崎市観光２００６アクションプラン	港湾施設の埠頭エプロンは、平地の少ない長崎において貴重なイベント会場であり、隣接地と一体としてイベントに活用することで、多くの観客が収容できる会場として賑わいを創出できる重要な場所である。よって、船の接岸用の目的以外に一部をイベント会場として活用できるよう規制緩和を図りたい。長崎における港湾施設は、交通の便も良い貴重な場所であり、イベントに活用することで地域の活性化に寄与することが十分に期待できる。　また、2006年に開催される「長崎さるく博＊06」は、長崎が持つ 豊富な資源を再発掘し、「まち歩き」を中心として、長崎の文化・歴史・地形などを楽しみ、長崎の面白さを体験してもらうイベントである。そこで、市内に点在する観光・歴史的資源等を結ぶ「まち歩き観光ルート」において、設置予定の案内表示板（旗、のぼり、バナー等）の屋外広告物の弾力化を図り、観光客にわかりやすく魅了的なものとなるよう整備する。

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220570	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	－	本提案については、港湾法上何らかの措置を求めるものではないことにつき、提案主体から確認をいただいている。 名瀬市の提案は、観光客受け入れ施設整備等の支援措置及び開港措置をされていないことで、外航船舶が直接入港できない体制であることを問題視していることから、開港措置による観光産業振興、名瀬港の経済活性化を図ることが本提案の趣旨である。本提案に関し、港則法は関係しない。また、港則法が関係しないことにつき、提案者から確認をいただいている。	E	－	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市の提案は、一定の基準を満たす港湾については「クルーズ観光指定港湾」として新たに定義し、開港することである。現行の港湾法上その措置を求めることは困難と理解していることから、地域再生に係る地域限定の支援策として観光振興上の開港措置を提案するものである。	E		名瀬市の提案は、港湾法・港則法が関係しないことにつき、確認済みである。なお、開港措置は、関税法上の問題である。	地域再生（予算）において同様の提案がされているため再々検討要請は行わない。	本市の提案は、港湾法・港則法が関係しないとしてきたが、これまでの貴省及び本市提案に対する関係省庁の回答を踏まえ、港湾法等との関係も含めて以下のとおり提案する。 本市の提案は、一定の基準を満たす港湾について「クルーズ観光指定港湾」として新たに定義し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図ることを目的としている。貴省が回答した「開港措置は、関税法上の問題」とは現行法での解釈であり、今後、港湾法及び関係法令等において観光振興上の開港を目的とした「クルーズ観光指定港湾」を新たに定義し、関税法上の開港の目的とは異なる制度を創設することを提案する。 なお、貴省を中心とするビジットジャパンキャンペーンは、訪日外国人旅行者の増大を目指して国を挙げて取り組む戦略的なキャンペーンとしている。このキャンペーンは、数年で現在の外国人旅行者の倍の人数を想定していることから、これまでの既存の主要港以外の港又は空港からの外国人旅行者の入国を促すものだと理解している。本市が提案するクルーズ観光の振興は、当該キャンペーンの主旨と地域経済の活性化という地域再生計画の主旨に最も適した提案であると考えている。				1056	10562010	名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 ①近隣の開港までの距離が３３０キロメートル以上 ②観光船専用バースを有する ③重要港湾
国土交通省	1220580	特定重要港湾の入港料の国への事前協議の見直し	港湾法第４４条の２第１項、第２項 地方自治法第２２５条	特定重要港湾については、国の利害に重大な関係を有し、かつ、国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾であり、特定重要港湾に係る入港料率が、国際航海及び国際貿易に大きな影響を有するなど国の利害に特に関係が深いものであるという理由から、国として料率の設定又は変更にあたり事前に協議を受け運輸審議会の意見を聞いた上で同意を行っている。	C	－	入港料の事前協議（同意）については、特定重要港湾が我が国の国際物流における絶対的な位置を占めている現状を鑑み、国家的政策、我が国港湾の国際競争力強化の観点から、国の利害に特に関係が深いものであるとの判断により設けているものである。	特定重要港湾の入港料認定の審査についてはどのような基準で審査をされているのか明らかにされたい。	○　入港料は，港湾の保全を行うための工事の費用及び港湾の維持管理費用を基礎として料率を定めるものである。 ○　入港料率の算定基礎である費用については，港湾管理者としての地方公共団体が，それぞれ各地方公共団体の議会の議決を得て執行するものであり，港湾管理者の自主的な判断により決定すべきものであると考える。	C	－	1．特定重要港湾の入港料の事前協議（同意）に関する審査の基準については「適正な原価をこえないものであること」「特定の船舶に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」「船舶の入港料を負担する能力にかんがみ，船舶が当該港湾を利用することを著しく困難にするおそれがないものであること」「定率をもって明確に定められていること」となっている。 2．これは，特定重要港湾に係る入港料率が国際航海及び国際貿易に大きな影響を有するなど国の利害に特に関係が深いものであり，我が国の経済基盤を支える海運企業にとってもその活動に重大な影響を及ぼす公共性の極めて強い料金であることから，その決定に当たっては公共の利益を確保し，公平かつ合理的な決定を行う観点から審査することとしており，料金の適正な設定を担保する観点からも事前協議（同意）は必要である。							1140	11402070	広島県	分権ひろしま活性化プラン	特定重要港湾の入港料について，港湾管理者の自主的・総合的な判断のもとに，その料金を決定する観点から，国への事前協議を見直すよう港湾法を見直すこと。
国土交通省	1220590	港湾施設改修費統合補助事業における、大臣承認の省略	港湾施設改良費統合補助事業実施要綱（国港管第1542号）	港湾管理者は、事業計画を変更しようとするときは、変更事業計画を作成し、地方整備局長を経由し、国土交通大臣に提出のうえ同意を得なければならない。	C	－	港湾空間内には、統合補助により整備する施設以外に、直轄事業や補助事業、起債事業等により整備される施設が存在し、これらの施設の複合体である港湾が有機的・一体的に機能するためには、統合補助の事業計画変更に際して他事業との間で調整が必要となることから、国土交通大臣による同意が必要である。	変更手続きなどの承認については大臣から地域整備局長に移管することが実現可能か回答されたい。		①C ②D -1		①　港湾空間内には、統合補助により整備する施設以外に、直轄事業や補助事業、起債事業等により整備される施設が存在する。統合補助の事業計画に新たな事業目的や施設を追加するなどにより計画が変更となった場合には、他事業との間で施設利用や施工時期の確認など、国の立場からの所要の調整が必要となることから、国土交通大臣による同意が必要である。 ②　また、今回の名古屋港管理組合からのご提案の中にある「現状で柔軟な対応がとれない緊急な補修工事等」について提案主体に内容を確認したところ、以下の２例をご提示いただいた。 ・当初の事業計画に当該地区の防蝕材の補修などが単独であがっていた場合に、工事施工の際の詳細な調査の結果、当該地区の他の施設（車止め、電気防食工等）の補修も必要なことがわかり、効率的な工事施工のため同時施工を行おうとしたが、事業計画に記載していなかったため実施できなかった。 ・当初計画において、道路改良（オーバーレイ等）のみが掲載されており、工事施工の際に道路の付帯施設（ガードレール等）の補修が必要なことがわかり、効率的な工事施工のため、同時施工が必要であったが、事業計画に記載していなかったため実施できなかった。 上記の２件は、いずれも、同一地区内において当初目的を遂行するために必要な事業であることから、当初目的事業計画の変更を必要としない事例である。							1291	12912020	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	港湾施設の補修・改良を、地域（港湾管理者）で作成した維持管理計画を基に、より柔軟かつ効果的に進めるため、港湾施設改修費統合補助事業の変更手続きなどにおける大臣承認を省略する。
国土交通省	1220600	港湾関連補助事業全般における、予算の繰り越し手続きの簡素化	財政法第４３条第１項 「国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令」（大正１１年３月２９日大蔵令２０、最終改正平成１２年９月２９日大蔵令七五） 「歳出予算の繰越しをする場合及び繰越明許費の金額について翌年度にわたって支出すべき債務を負担する場合の手続について」（平成１０年９月２２日蔵計２３５５、一部改正平成１３年１月５日蔵計２７８１）	国の歳出予算の繰り越しを必要とするときは、その事由及び金額を明らかにした「繰越計算書」により手続きをとる必要がある。	D-1	－	「繰越（翌債）事務手続について」（平成１１年１２月１３日事務連絡第１４号大蔵省主計局司計課長） 「繰越（翌債）事務手続について」（平成１３年１０月２５日事務連絡第４０号財務省主計局司計課長）等により、繰り越し事務に関する簡素化が図られており、これによる対応が可能である。	本提案は手続きの簡素化を求めているのであり、その点について実現可能か回答されたい		D-1		「繰越（翌債）事務手続について」（平成１１年１２月１３日事務連絡第１４号大蔵省主計局司計課長）及び「繰越（翌債）事務手続について」（平成１３年１０月２５日事務連絡第４０号財務省主計局司計課長）等により、繰り越し事務に関する手続きの簡素化は既に図られていると考えられる。							1291	12912030	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	気象条件に左右されやすい港湾工事の施工にあたって、地域の自主裁量を拡大し、これまで以上に、柔軟かつ効果的に工事を進めるため、港湾関連補助事業における予算の繰り越し手続きを簡略化する。
国土交通省	1220610	占用に関する国の承認の廃止	・港湾法第５４条第１項及び第３項 ・港湾法第５５条 ・港湾法施行令第１７条の２ ・港湾法施行令第１７条の５	国有港湾施設を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させようとするときは、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない旨、港湾法施行令第１７条の５に規定している。	C	－	国有港湾施設をその本来の用途又は目的と異なる利用に供する場合等においては、国は財産の所有者として、当該施設が一般公共の用に供され、適切に管理運営されるものであるかについて確認を行う必要があると考えている。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	地域再生計画に位置付けた場合においては、占用に関する国の承認を廃止するよう認めていただきたい。	C		国は財産の所有者として，当該財産が港湾施設として一般公共の用に供され，適切に管理運営されるものであることにつき確認を行う必要があると考えており，地域再生計画に位置付けられることにより承認を廃止することはできない。 なお，提案者の意見によれば，国の承認を廃止すれば，港湾施設の利用拡大につながり，また，地域の多様な要請に対処することができるとしているが，国は港湾施設として一般公共の用に供され，適切に管理運営されるのであれば不承認とすることはないため，国の承認は提案者が目的とする事項を阻害するものではないと考えている。							1458	14582020	富山県	1458	県が管理委託を受けている国有港湾施設を他の用途又は目的に使用等する場合、国の承認を廃止する。
国土交通省	1220620	港湾事業における浚渫土砂の有効利用	なし	港湾整備事業における浚渫土砂は、廃棄物埋立護岸や埋立用地等に処理・提供している。また、埋立用地等がない場合は、陸上の土砂処分場に処理・提供している。	D-1	－	現状においても浚渫土砂を民間企業用地に無償で処理・提供しており、対応は可能である。											1458	14582040	富山県	環日本海交流拠点みなと再生事業	公共事業等による浚渫土砂を民間企業に安価又は無償で提供する。
国土交通省	1220630	補助金返還要件の緩和による再開発事業の促進	港湾法第４６条第１項	補助事業により整備した施設を、補助金交付の目的以外に使用する場合には国土交通大臣の認可を受けなければならない。	C	－	港湾法第４６条に基づく認可申請があった場合、補助金の目的に照らし公共上問題がなければ認可され、この場合補助金返還は必要ない。そして、この判断は補助金交付の対象となった港湾施設について判断するものである。 提案にあるように港湾施設を有償譲渡する場合には、当該施設の売却先での用途にかかわらず、補助事業者はその対価を補助金の負担割合に応じて返還する必要がある。											1488	14882030	神戸市	神戸港再生構想	公共クレーンを地方公共団体に売却する場合における、震災復興時に投入された国庫補助金返還の免除

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220640	他用途の民活特定施設への転用（リニューアル）に対する支援	①転用に伴う整備計画の処理 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第５条 ②転用後の整備事業に対する支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第１０条及び第１１条 ③法失効期日以降の支援措置 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第１０条及び第１１条 ④補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条 同法施行令第１４条	①特定施設の整備計画の認定を受けた者は、当該認定に係る整備計画の変更をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。 ②③認定事業者が認定計画に従って取得した特定施設又は当該特定施設の敷地である土地については、地方税法で定めるところにより、不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税又は事業所税について、必要な措置を講ずる。 国及び地方公共団体は、認定計画に係る特定施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあっ旋に努めるものとする。 ④補助事業により整備した施設を補助金交付の目的以外に使用する場合には、国土交通大臣の承認を受けなければならない（補助金相当額を納付した場合を除く）。	①C ②D-1 ③C ④C	－	①民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第５条は、認定を受けた特定施設の整備計画を変更する場合の規定であり、１４号施設等新たな特定施設の整備計画の認定は同法第４条による認定によって行われることとなっている。 ②転用後の整備事業に対する支援については、現行の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第１０条及び第１１条により行うことができる。 ③民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の失効期日以降の支援措置については、新たな税財源措置が必要となることから、対応することができない。 ④民活法に定める特定施設の場合、その一部の用途を変更することがあっても、施設全体の運営形態や整備の目的が変わらなければ目的外使用の承認を行い得る。しかし、当初の補助要件を満たさなくなる等施設の目的そのものが変わるような変更の場合には承認を行うことはできず、補助金を返還していただく必要がある。											1132	11322010	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	民活法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第２条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第５条の規定に基づき行うこととし、その整備事業に対しては、同法所定の支援措置を適用する。併せて、同法の失効期日である平成１８年５月２９日以降も同法の適用があるものとするとともに、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。
国土交通省	1220650	補助事業により取得した財産の目的外使用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条 同法施行令第１４条	補助事業により整備した施設を、補助金交付の目的以外に使用する場合には国土交通大臣の承認を受けなければならない。（補助金相当額を納付した場合を除く）	C	－	民活法に定める特定施設の場合、その一部の用途を変更することがあっても、施設全体の運営形態や整備の目的が変わらなければ目的外使用の承認を行い得る。しかし、当初の補助要件を満たさなくなる等施設の目的そのものが変わるような変更の場合には承認を行うことはできず、補助金を返還していただく必要がある。											1132	11322020	洲本市	民活施設の活用による「みなと」再生構想	転用後の用途が特定施設以外の用途であり、公共施設でもない民間施設として利用しようとする場合であっても、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。
国土交通省	1220660	運用時間延長に係る維手続きの迅速化	航空法第５４条の２、航空法施行規則第９３条の２	空港の運用時間の延長は、空港の管理規定の変更にあたり、国土交通省の認可が必要となる。手続きとしては毎年１月末までに航空局に要望書を提出し、航空局は４月末に延長計画空港を決定、その後、予算要求を行い、施設整備、人員配置等を行う	D-1	－	運用時間延長については、現在の厳しい財政事情を勘案しつつ、環境的かつ経済的迅速に対応しているところであるが、前年度に定員又は施設整備に係る予算要求が必要となる場合は、更なる調整期間の短縮は困難であると考えられる。 また、定員又は施設整備に係る予算要求を必要としない場合は、要望内容について必要な確認を行った後、実施予定時期を明示し、関係機関との十分な検討期間を確保した上で、随時実施する。	手続きの期間短縮が実現できないか回答されたい。			予算要求が必要な運用時間延長を行うにあたっては、予算要求作業を開始するまでに対象となる「延長計画空港」を決定する必要があることから関係諸官庁等との間で多岐にわたる調整・検討が必要であり十分な期間が必要である。具体的には運用時間を延長することにより騒音問題等が発生しないこと、施設整備を必要とする場合のその措置状況、増員が必要な場合の要員要求の可否、航空会社への具体的運航計画の確認等を行うとともに、気象庁など関係諸省庁に対する照会等と多岐にわたる調整・検討を行う必要がある。 なお、定員又は施設整備に係る予算要求を必要としない場合は、要望内容について必要な確認を行った後、実施予定時期を明示し、関係機関との十分な検討期間を確保した上で、随時実施する。	多岐にわたる調整・検討を行うため十分な期間が必要であることは理解するところであるが、どのようにしたら手続きの期間短縮が実現できるかという立場から改めて検討し回答されたい。		B-1	予算要求が必要となる運用時間延長を行うにあたっては、予算要求作業を開始するまでに対象となる「延長計画空港」を決定する必要があることから関係諸官庁等との間で多岐にわたる調整・検討を行っている。 具体的には運用時間を延長することにより騒音問題等が発生しないこと（騒音に係るヒアリング調査）、施設整備を必要とする場合その措置状況（延長に係る空港施設及び管制運用方式の変更等）、増員が必要な場合は要員要求の可否、航空会社への具体的運航計画を確認（ヒアリング調査）するとともに、気象庁、農林水産省、財務省、法務省、防衛庁及び在日米軍など関係諸省庁への照会（運用時間延長に対する体制整備）等と多岐にわたる調整・検討及び関係者へのヒアリングをおこなっている。 しかしながら、手続期間を短縮するため、地方自治体が設置管理者である空港について、当該自治体が航空会社との間で具体的運航計画の調整を終了している場合は受付最終日を３月末日とし、受付から延長実施までの期間を短縮することとする。また、併せて予算内示後の手続きの迅速化を図り、運用開始までの期間を出来る限り短縮するよう柔軟に対応することとする。 なお、定員又は施設整備に係る予算要求を必要としない場合は、要望内容について必要な確認を行った後、実施予定時期を明示し、関係機関との十分な検討期間を確保した上で、随時実施する。	1113	11132030	福島県	福島空港を核とした地域の活性化構想	空港の運用時間延長についての要望から実現までの期間を短縮する。
国土交通省	1220670	新生名古屋空港にＦＢＯを構築するための基準	空港管理規則第１２条	国土交通大臣の設置・管理する空港内の国の管理する土地、建物その他の施設を信用して営業を行おうとする者は、地方航空局長の承認を受けなければならない。	E	-	ＦＢＯに関する基準としてどのようなものを定めることを要望しているのか不明であるが、今後愛知県に移管された後の現名古屋空港において、どのような事業を行うかについての国の規制はなく、愛知県が当該施設の管理者として検討・判断すべきものと考える。											1120	11202010	NPO名古屋ｴｱｰｶｽﾄﾊﾞｰｽ会（設立準備中）	新生名古屋空港にＦＢＯを構築するための基準	愛知県の作成した名古屋空港新展開基本計画には空港の管理運営上飛来する外来機に対するサービスを提供す民営ＦＢＯの出現を期待している。名古屋空港内の業界ではＦＢＯのあり方について研究はしているがどうしてもＦＢＯに対する基準なうスタンダードが必要と判断する。なお中日本航空ではＦＢＯの必須要件である無線の規制改革を先回の構造改革申請時に提案し実現の見通しである状況直の見直しとしてＢランクに位置付けられた。FBOに対する基準なうスタンダードがないと無線の運用上混乱をきたさないか危惧される。米国ＦＣＣではＦＢＯに対する業務を認識しており事業の一分野を画するものとして認知している。わが国においても既にグローバルスタンダードとなっちるＦＢＯなたいする基準なうスタンダードを必要と判断する。
国土交通省	1220680	国有地の財産処理に関する処分要件の緩和	・港湾法第５４条第１項及び第３項 ・港湾法第５５条	国の所有に属する港湾施設は、港湾法第５４条第１項及び５５条第１項の規定により、港湾管理者に貸し付け又は管理委託することとされている。	D-1	－	提案のあった国有地は、現在、国土交通省が所管する行政財産（港湾施設）であるが、港湾管理者である神戸市が当該港湾施設を行政財産として維持する必要がないと判断をするのであれば、国土交通省が行政財産の用途廃止を行うことは可能である。											1488	14882020	神戸市	神戸港再生構想	国有地と市有地の交換について国等の公用・公共用等に供する場合だけでなく、港湾管理者が地域の活性化促進等のために必要な場合についても認められるよう処分要件の緩和
国土交通省	1220690	未利用国有地の都市基盤整備を進めるための特例措置	国有財産法第２２条及び２８条	国有財産法第２２条において、緑地、公園等において無償で貸し付けることが出来る規定がある。 国有財産法においては、地方自治体が道路、公園等の整備する場合における譲与規定はない。	C	Ⅰ Ⅳ	①道路法９０条２項は、普通財産である国有財産を都道府県道、市町村道の用に供する場合には、道路管理者である都道府県又は市町村に無償貸付又は譲与することができるとしている。 ②八尾空港西側跡地は、国土交通省の空港整備特別会計所属の普通財産であり、空港整備特別会計の貴重な財源であると同時に国民の負担で成り立っている重要な財産でもあり、また、「特別会計の見直しについて」－基本的考え方と具体方策－（平成１５年１１月１３日付け財政制度等審議会財政制度分科会歳出合理化部会）においても処分対象資産の早期処分等により借入を縮減すべきとされているところで要旨し、当該跡地についても、適正な対価の下で処分すべきものである。											1523	15232020	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	八尾空港、隣接する近畿自動車道、名神高速道路等の物流拠点等の基地として重要な役割を果たしました。また、隣接地には、大阪府が平成１５年９月に「大阪府中部広域防災拠点」を開設しております。一方で国においても京阪神都市圏広域防災拠点基本構想で八尾空港周辺地域を基幹的広域防災拠点と連携する地域と位置づけており、八尾空港西側跡地は、防災対策上重要な位置にあります。 しかしながら、災害時の物資輸送車両などが十分に活動するための道路等の整備が遅れているなか、広域幹線道路である大阪中央環状線からのアクセス道路については、八尾空港西側跡地を利用して道路整備等をすることがもっとも有効であり、広大な空間の一部を公園等のオープンスペースに活用することも防災活動にとって重要なものであります。 そこで、西側跡地に道路や公園等の都市基盤整備を行うに当たり、本市地域が南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されたことから、①道路法９０条第２項に基づき、必要な用地について、無償貸付または譲与等の支援を行うことを同条項に基づき要望します。また、②八尾空港西側跡地の有効活用を図るためには、「空港整備特別会計」所管の部門だけではなく、国有地を地域のまちづくり及び防災活動に有効活用するために国の役割を十分に発揮していただけるよう国土交通省、総務省を中心とした（仮称）「八尾空港西側跡地土地利用推進プロジェクトチーム」を設置していただき、地元自治体と協力して、柔軟で多様な手法による処分・活用等支援していただきたい。 なお、この支援措置は、支援措置番号１１２０３（地域再生支援のための特定地域プロジェクトチームの設置とは、対象となる土地が国有地という国の所有物であるため、国の主体性が高くなることや地元自治体がチームへ参画できるなどから新たな支援措置として提案するものです。 なお、地域再生プロジェクトとして既に認められている支援（1120３地域再生支援のための「特定地域プロジェクトチーム」の設置とは、対象となる地域が未利用の国有地であり、国の主体的な関与が必要であることから、同様な支援となるかどうかが不明なため、提案します。	1523	15232030	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	
国土交通省	1220700	未利用国有地を都市計画的な視点から有効活用を進めるプロジェクト支援措置	規制の根拠法令等該当なし	現在、八尾市が座長となり国土交通省大阪航空局、大阪府、大阪市の関係機関が参加する検討会を設け、跡地利用計画を検討している。	C	－	八尾空港西側跡地は、国土交通省の空港整備特別会計所属の普通財産であり、当該跡地については、関係法令通達に基づき円滑に処分されることを確保するために、当該跡地の所在する地元自治体の都市計画等の意向を踏まえつつ適切に対処することとしており、現在、八尾市が座長となり国土交通省大阪航空局、大阪府、大阪市の関係機関が参加する検討会を設け、跡地利用計画を検討しているところである。											1523	15232030	八尾市	未利用国有地を活用した災害に強いまちづくり	

省庁名	管理コード	支援措置に係る提案事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想（プロジェクト）管理番号	支援措置提案事項管理番号	提案主体名	構想（プロジェクト）の名称	支援措置に係る提案事項の内容
国土交通省	1220710	案内標識の統一等による外国人旅行者に分かりやすい観光地整備	なし	「地域再生推進のためのプログラム別表２」に位置付けられている	D-3	-	支援措置番号230007により対応可能。支援措置番号230007は、全国を対象としており、他の支援措置との組み合わせ適用も可能。											1594	15942021	株式会社東京ﾘｰﾄﾞﾏｲﾝﾄﾞ	「外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想」	日本語表記だけの案内表示では分かりにくいため、中国語、朝鮮語等も表記した表示を整備して、「わかりやすい」観光地を実現する必要がある。 　また、携帯電話のＧＰＳ機能やＩＣタグを活用したナビゲーションシステム、観光案内サービス、翻訳サービス等の実現も「わかりやすい」観光地実現のために考えられる。このシステムの実現により、「わかりやすい」観光地を提供したり、新たな観光ビジネスを創造したりするのみでなく、アジアの人々の多くは日本に対して「近代的なイメージ」を抱いているため、新たな観光資源として、集客力を高めることも考えられる。
国土交通省	1220720	外国人旅行者負担とならない低料金宿泊施設の整備	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２２条	公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して供給される住宅であり、このような者が入居資格を有するものであるが、補助金適正化法第２２条に基づき、国土交通大臣の承認を受ければ公営住宅の目的外使用を行うことは可能である。 また、地域再生推進のためのプログラムに基づく「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」（平成１６年４月２０日通知）により、地域再生計画の認定を受けた場合には、地域再生計画認定地域に限定して効果を持つ支援措置として、当該公営住宅を目的外使用したときから１ヶ月以内に所要の事項を地方整備局長等に報告することにより、補助金適正化法第２２条に規定する承認があったものとして取り扱うこととしている。	C		公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために供給される住宅である。そのため、公営住宅の目的外使用にあたっては、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で行われることが必要である。しかるに、旅行者の宿泊施設として公営住宅を使用することについては、①公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害しないこと、②公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内であること、等を満たす必要がある。旅行者の宿泊施設として公営住宅を使用することについては、様々な旅行者が短期間で入れ替わり出入りすることに伴い、周囲で生活する住民の居住の安定・安心が損なわれるおそれがあることから、目的外使用を認めることは困難である。	貴省回答にある①②の要件を満たせば認められるため、その点について最検に審査されるべきであり、居住者の安心等については関係ないと考える。 二要件を満たすことで提案内容の実現が可能か回答されたい。	公営住宅が「団地」形式である場合、複数の棟の内の一部だけを旅行者の宿泊施設とし、残りの棟については本来の公営住宅の目的に合致した入居施設として継続するのであれば、ブロック（棟）毎に機能区分が図ることができるため、国土交通省が危惧するような「住民の居住の安定・安心が損なわれるおそれ」はないと弊社は考える。これに対して改めて御回答頂きたい。	C		公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者の居住の安定を図るために供給される住宅である。そのため、公営住宅の目的外使用にあたっては、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で行われることが必要である。しかるに、旅行者の宿泊施設として公営住宅を使用することについては、様々な旅行者が短期間で入れ替わり出入りすることに伴い、周囲で生活する住民の居住の安定・安心が損なわれるおそれがあり、公営住宅を適切に管理する上で支障が生じることが想定されるため、目的外使用を認めることは困難である。なお、ご指摘の機能区分の考え方については、コミュニティの形成は一般的にブロック（棟）毎に区分される性質のものではないと考えられるほか、公営住宅の応募倍率は平成14年度末現在全国で８倍を超えており、十分に機能区分を図れるほど適切な空家があるとは想定できないと思われる。					1594	15942030	株式会社東京ﾘｰﾄﾞﾏｲﾝﾄﾞ	「外国人旅行者受入体制の包括的整備による地域再生構想」	外国人、特にアジア地域の人々にとって、日本の物価水準はとても高いものである。その負担を少しでも軽くして、当該地域に足を運んでもらえるように、廃校学校等を利用した低料金の宿泊地を整備する。 　また同施設において、同時に、日本人若者の利用も見込む。確かに、短期的には、家族や高齢者に比べ、若者がもたらす経済効果は少ないと考えられる。しかし、長期的視野に立てば、いずれ家族を持ったときなどに、戻ってきてくれることが考えられるため、将来の顧客として、十分意義のあるものと考えられる。
国土交通省	1220730	プロジェクトA-1　忍者センターの建設	なし	１．目的 　本要綱は、地域が連携して行う・・・（略）・・・国土交通省が所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援する・・・（略） ３．「モデル事業」の実施主体 （１）国土交通省の重点的な支援を受け、「観光交流空間づくり」を実施しようとする市町村は、関係者からなる「広域連携観光交流推進協議会」を設置することとし、協議会が「モデル事業」の計画の策定と実施に当たっての中心的な役割を果たす。 （２）関係者とは、有識者、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、・・・（略）・・・協議会の構成員として必要と判断するものを指す。 （観光交流空間づくりモデル事業実施要綱より）	E	―	本モデル事業は、地域の幅広い関係者が連携して、観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流の拡大を目指すものであるが、要望のあった忍者センターの建設補助を直接行うものではない。 よって、対象となる補助事業の例として「観光交流空間づくりモデル事業」、支援措置の分類として「１補助金制度の改革」の記載があるが、本モデル事業は地域が主体となり取り組む事業を国土交通省が所管のソフト・ハード事業により支援を行うものであり、補助事業ではないため、該当個所に補助事業として記載するのは不適当である。	右の提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「観光交流空間づくりモデル事業」の補助金要請を行なっているのではない。忍者プロジェクトとして地域全体を考えてだしている提案であって、一個人がどの補助金を県が・市町村が要請出きるかはわからない。ただ「観光立国」「観光交流空間づくりモデル事業」は、この22年国観光に携わって待ちに待った事業です。 支援措置で求めているのは「モデル事業の実施しようとする**市町村**が……において個人・民間が主体となってあるいは単独市町村が実施主体（16年に変更が）となり、事業計画出来ないものかと考えている。地域の自助努力を基本に官民一体となって良好な地域づくりを進めることは理解できますが、あまりにも時間がかかりすぎている。目先の問題の意見ばかりでなかなか進まないのが現状である。もちろんモデル事業の選定申出要領にそって関係者からなる「協議会」などの設置などは実施する。ただ現地点では事前相談登録なしでも可能なのでしょうか　ここに改めて「観光交流空間づくりモデル事業」の私案を添付して国の指導と県・市町村のご協力をお願いします。	C		本モデル事業は、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進めることにより観光を軸とした良好な地域づくりと観光交流の拡大を目的とした事業であるため、個人・民間の単独による計画書の申請は本事業の目的に馴染まない。しかしながら、複数の市町村で構成する協議会に参加することにより、本事業に取り組むことは可能である。 選定申出については、締め切り（平成１６年度締め切り：８月３１日）までに、協議会を構成し計画書を作成し選定申出を行うことは可能であるので、先ず関係市町村と今後の取組について相談されたい。					1598	15982010	個人	忍者プロジェクト	宿泊　食事　駐車場　忍者修行　体験　海外環境にあったトイレ　風呂の設備の建設
国土交通省	1220740	サイエンスツアーの推進		D-1	0	国土技術政策総合研究所、独法土木研究所、独法建築研究所においては、専用の見学施設・人員を有していないため、つくばサイエンスツアーの具体的内容、スケジュールが決まれば、研究業務と調整をとり研究業務に支障のない範囲内で、協力を前提に受け入れ体制を検討する。 国土地理院においては、「地図と測量の科学館」は、閉館日（原則、月曜日）を除いて既に一般公開しており、つくばサイエンスツアーの具体的内容、スケジュールが決まれば、協力を前提に受け入れ体制を検討する。 気象庁においては、既に外部からの見学を受け入れてきており、今後とも同様に対応していく所存である。ただし、気象研究所では見学専用施設を所有しておらず、また専任の見学対応者も配置していないため、研究の実施に支障のない範囲で対応させていただきたい。																1629	16292020	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。
国土交通省		港湾施設改修費統合補助事業における、予算繰り越しの容認	財政法第１４条の３	国の歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由により年度内に支出を終わらない見込みのあるものについて、予め国会の議決を得ていれば、翌年度への繰り越し使用が認められている。	D-1	―	財政法第１４条の３の繰越明許費として認められている。											1291	12912010	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画	港湾施設改修費統合補助事業は、予算の繰り越しが認められておらず、年度内の工期設定・完了が必要となっている。このため、予算の次年度への繰り越しを容認し、より柔軟かつ計画的な事業推進をめざす。
国土交通省		国立研究機関等敷地の開放			C		国土技術政策総合研究所、国土地理院等の敷地内には、土木・建築及び測地関連の多くの実験施設、観測施設があり、深さのある水路、高速走行用道路、舗装実験施設、精密な観測機器等が屋内外に存在するため、周辺住民に敷地を開放することとなると、実験施設の安全管理が著しく困難となります。 また、盗難事件や不審者の侵入事件も発生しており、敷地内巡回等を実施しているところである。周辺住民への敷地開放は不審者の識別など庁舎管理上の問題が生じます。 以上の理由から、通り抜け道路の整備や、緑地の開放は困難です。 気象研究所においては、敷地内に放射性物質を扱っている研究施設、高電圧を使用している設備、水素ガスなど危険物を保管・使用する施設、精密観測施設等が散在しています。このため、安全確保、物品管理、庁舎管理といった観点からこれら施設等に一般の方々が立ち入ることが出来ないよう十分な措置をとる必要があり、そのためには多大な経費を要します。従って、現状では本提案に協力させていただくことは難しいと考えます。																1629	16292040	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	・研究施設の広大な敷地に通り抜け通路の整備を認めること。 ・研究施設の緑地を、憩いの場及び災害時の避難所として開放すること。